

総務文教委員会

令和6年9月12日（木）

日 時 令和6年9月12日（木）午前10時00分開会—午後5時19分閉会

場 所 役場3階 第二委員会室

出席委員 早川委員長、大里、中原、谷地、谷崎、出口、竹原

欠席委員 瀧見副委員長

出席理事者 田代町長、中口副町長、上田副町長

古橋教育長、川端まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長会計管理者、内山財政改革部長

松井教育委員会事務局教育次長、廣田まちづくり戦略室理事（人事担当）

寺田危機管理監、谷総務部理事兼財政改革部理事

寺田まちづくり戦略室企画地方創生監、南総務部理事兼総務課長

岩田教育委員会事務局理事兼生涯学習課長

川島まちづくり戦略室副理事兼町長公室担当（秘書）課長

岡田まちづくり戦略室副理事兼企画政策推進担当課長

蟻馬総務部副理事兼人権推進課長、森副会計管理者兼会計課長

中塚まちづくり戦略室町長公室担当人事担当課長、光岡デジタル推進課長

松田企画政策推進担当課長（政策推進担当）、種畑税務課長

中塚財政改革課長、青木学校教育課長

米原議会事務局議会総務課長

事務局 増田議会事務局長

案 件

1. 付託案件

2. その他

(午前10時00分 開会)

早川委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務文教委員会を開会します。

本日の出席委員は7名、欠席委員は1名、瀧見副委員長が欠席です。

理事者については関係者に出席いただいております。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより総務文教委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードで設定をお願いします。

また、本日の会議には傍聴者の方が来られております。

案件1、9月4日の本会議において本委員会に付託を受けました案件5件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてからの発言をお願いします。また、理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いします。

議案第62号「令和6年度岬町一般会計補正予算（第4次）について」のうち、本委員会に付託された案件について議題とします。

本件について、担当課からの説明を求めます。

なお、説明者についてはこちらから指名はしませんので、所属部署と指名を言ってから、順次、説明を進めてください。

それでは、説明をお願いします。

中塚人事担当課長 それでは、総務文教委員会資料の1ページをご覧ください。

令和6年度岬町一般会計補正予算（第4次）のうち、総務文教委員会に付託されました予算についてご説明いたします。

まず、歳入予算からご説明させていただきます。

1 国庫支出金、2 国庫補助金、総務管理費補助金といたしまして49万5,000円を増額補正するものです。

内容といたしましては、子ども・子育て支援事業費補助金、児童手当制度改正円滑化事業として、令和6年10月に児童手当制度の抜本的拡充に伴う改正が行われることにより、人事給与システムの改修が必要となったため、人事給与システム改修委託料に充当するものです。

中塚財政改革課長 続きまして、20繰入金、1基金繰入金、財政調整基金繰入金といたしまして、1,459万5,000円の増額補正を行うものでございます。

内容としましては、本補正予算編成に必要な財源を計上するものでございます。

続きまして、21繰越金、1繰越金、前年度繰越金といたしまして459万7,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、令和5年度決算の確定に伴い、当初予算との差額を計上するものでございます。

寺田危機管理監 続きまして、22諸収入、3雑入、雑入としまして137万5,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては歳出でご説明させていただきますが、階級や活動年数に応じた、消防団員公務災害補償等共済基金からの消防団員退職報償金を消防総務費に充当するものです。

以上、当委員会付託分歳入合計といたしまして2,106万2,000円を増額補正するものです。

中塚人事担当課長 続きまして、歳出予算のご説明をさせていただきます。総務文教委員会資料2ページをご覧ください。

2総務費、1総務管理費、人事給与OA経費といたしまして49万5,000円を増額補正するものです。

内容といたしましては、さきの歳入でご説明させていただきました、児童手当制度の抜本的拡充に伴う改正による人事給与システム改修委託料となっており、全額、国庫補助金が充当されます。

なお、児童手当制度の主な改正、拡充内容につきましては、所得制限の撤廃、支給期間を中学生から高校生までとする支給期間の延長、多子加算について、第3子以降を月額3万円及び3子以降のカウント方法を、大学卒業年度の22歳までへの変更、支払い月を年3回から隔月の年6回への変更となっております。

寺田危機管理監 続きまして、防犯対策費としまして80万円を増額補正するものです。

内容といたしましては、昨年に本町内で発生しました強盗事件以降、住民による安全に対する機運が高まったことに伴い、自治区による防犯カメラの独自設置の検討と、その設置費用に係る町からの補助金への問合せが寄せられております。

本制度は、平成27年度に創設してから10年の間に、延べ数で12自治区、

15台の防犯カメラ設置に活用されております。

本年度におきましては、既に、1自治区2台に対する補助を行っており、また、現時点でも、4自治区から相談をいただいておりますが、自治区内での協議が整ったところから速やかに事業を推進することで、地域防犯の向上に貢献したいと考え、本制度の補助金上限額となる20万円を基本に、計4地区分について、防犯カメラ設置補助金80万円を増額補正するものです。

続きまして、9消防費、1消防費、消防総務費といたしまして145万7,000円を増額補正するものです。

内容といたしましては、岬町消防団員4名が退職したことに伴う退職報奨金として145万7,000円を増額補正するものです。

岩田教育委員会事務局理事 続きまして、10教育費、6保健体育費、保健体育施設維持補修費といたしまして39万円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、多奈川にありますスポーツ広場の体育館において、二つあるエアコン設備のうちの一つが故障し、施設の利用に支障を来していることから、故障の原因となっている基盤の交換を行うものです。

以上、当委員会付託分、歳出合計といたしまして314万2,000円を増額補正するものです。

早川委員長 ただいまの説明に対しまして質疑ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 私からは、歳出の最後のところの保健体育施設維持補修費で、スポーツ広場の体育館のエアコンということで、この夏場、何とか乗り切ってもらったのかなと思いつつ、この補正予算が可決した後の工事というのは、大体、どんな感じの予定になっておりますでしょうか、お願いします。

早川委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事 こちらの分につきましては、議会が終了後、予算がつき次第、10月以降にでも発注して、進めていきたいと思っております。

早川委員長 竹原委員。

竹原委員 夏、結構暑い日が続いているので、使っている方々は高齢の方も多いので、できるだけ早く手続をしていただきたいと思います。これは要望です。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

谷地委員。

谷地委員 私からは、まず、2ページの歳出の、防犯対策費、防犯カメラ設置補助金、これが80万円で、4自地区から、恐らく、それぞれ2台ずつという補正予算なのかと認識していますが。

この防犯カメラ設置補助金については、令和4年度までは、当初予算で、多分、40万円ついていたところが、令和3年、令和4年と設置要望がなかったという経緯があって、令和5年度から当初予算20万円に削減されたと認識しています。令和5年の、結局、決算期では39万6,000円で、令和5年も、当初予算よりも増えている状況かと思っていて、今年度もこれだけ多くの設置要望が来ている状況と認識していますが、まず、改めて確認ですが、令和5年度の台数と令和6年度、これだけ増えた理由は何かあるのか。自治区長連合会さんからいろいろ周知をいただいた結果なのか、結構、急激に伸びているので、何かしらそういった意識の変化が起きた結果なのかなと。そこについては町としてはどういった認識をされているかについて、回答をお願いします。

早川委員長 寺田危機管理監。

寺田危機管理監 ただいまのご質問につきまして、まず、令和5年度の実績でございますけれども、こちらにつきましては、令和5年度は中自治区と上孝子自治区のほうでそれぞれ申請いただきまして、こちらのほう、補助金を交付しております。

そして、今回、実際に需要のほうが増えたということになるのですが、先ほど説明もさせていただきましたが、やはり昨年度、本町内で発生しました強盗事件以降、住民の方々、身近にそういう犯罪が起こるという認識が強くなったということでございまして、それで、実際、その各自治区の方からお問合せが増えているところです。

そして、現在、危機管理担当といたしましては、各自治区長様にお願いいたしまして、現在、防犯カメラについて、どのように設置の予定があるか、意識についてアンケートのほうを取らせていただいております。

その結果によって、また、次年度以降の設置の台数もしくは考え方について改めていきたいと考えているところでございます。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 なるほど、昨年発生した強盗事件が、一つ、こういった防犯意識を高めるきつ

かけになったのかという答弁かと思っていて。

気になるのは、こういった防犯対策はできるだけ速やかに実施したほうがいいのかなと思っていて、そうなったときに、当初予算では予算が足りないというところで、これを補正予算で対応せざるを得ない状況は理解できますが、そうならないように、来年度以降、これだけ防犯意識が高まって、住民さんも防犯カメラの設置を望んでいるのであれば、来年度は当初予算でもう少し予算計上したほうがいいのかと思いますので、そこは、今、アンケートを取って、検討されているということなので、そこも、引き続き、どれだけの予算が必要かを検討していただければと思います。これは要望です。

それと、もう1点ですが、先ほど、竹原委員からも質問があった、スポーツ広場の体育館の空調の修繕料ですが、この空調はいつから故障しているものなのかと先ほど、岩田理事からの答弁で、実際に利用に支障が生じているという答弁ありましたけれど、実際、利用者さんは、空調が故障したことによって、この夏場、利用ができていなかったということなのか、その支障が生じたというところの状況の説明をもう少し詳しくお願いします。

早川委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事 故障につきましては8月半ば頃と認識しております。

それから、こちらの利用者の支障の具合なんですけど、やはりエアコンではなくて、扇風機を代わりに置かせていただいているんですが、温度がそんなに下がらないので、利用するのに少し暑いなというようなご意見は頂戴しております。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 なるほど。実際、利用されている方は暑いなで済んでいる形で、利用を実際に一旦停止するといった、そういった状況にまではなっていないのか。その辺は何か聞いていますか。

早川委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事 現在、広場における利用者は通常どおり利用されている状態です。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 この夏場はかなり暑かったですし、利用者さんもできるだけ利用したいというお気持ちとかは分かりますが、体調管理は、かなり気をつけなければいけないの

で、利用していて、本当に暑いと感じられるようであれば、本当に利用して大丈夫なのかどうか町としても少し気にかけてあげながら、扇風機だけじゃ、何かしらサポートをしてあげることができることは、よく検討していただければと思います。

あとは、故障が発生した時期というのが8月中で、ちょうどこの9月議会が開催されるちょっと前だったので、この補正予算で計上していただいたの審査で、何とか早急に対応していただける形で進めていただくことができるのかと思いますが、タイミングによっては、こういった定例会以外での緊急的な措置というところも視野に、もしも、こういった事例が今後発生するようであれば、そういった定例会以外での対応というところも考えていただければと思います。

とりあえず、今回、補正予算が可決されたら早急に対応していただけるようにお願いします。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料の1ページ、消防団員退職報償金に関わってお尋ねします。

今回、4名の方が退職というふうにご報告を受けました。

条例定数は120と岬町では定めているわけですが、現在数は、団員数、何人になっているか教えていただきたいと思います。

それから、防犯カメラの設置補助金、委員会資料の2ページで、先ほど、谷地委員が、四つの自治区で2台ずつと思っているのだけれどもとおっしゃったけれども、それはそういう理解でよろしいでしょうか。

各自治区によって何台ずつかというのがちょっと分からないので、2台ずつということで理解していいか、念のため確認させてください、お願いします。

早川委員長 寺田危機管理監。

寺田危機管理監 まず、一つ目のご質問、現在の消防団員の団員数でございますが、9月1日現在で88名となっております。

そして、二つ目のご質問です。こちらは、80万円の補正予算の要求につきましては、あくまでも、上限20万円で計算しているものであり、その予算内であれば、自治区のほうで何台設置いただいても可能かと考えておりますので、特に、各地区で台数の制限とは考えておりません。

早川委員長 中原委員。

中原委員 1点目にお答えいただいた消防団員の現在数、88人ということで、リクルート活動は大変だと思いますけれども、そして、努力されていると思いますが、増えていくように頑張っていたきたいなと思います。

それから、2点目の防犯カメラの設置台数ですが、おっしゃるように、金額の上限ですので、何台つけはるかというのは各自治区によって違うと。今回、この四つの自治区で何台ずつ設置しようと考えて申請をされているのかというのが分かれば、お聞きしたいと思います。お願いします。

早川委員長 寺田危機管理監。

寺田危機管理監 ただいまのご質問につきましては、現在、調整中でございますので、各自治区ともに何台というのはまだこちらでも把握できておりません。

ただし、昨年度の実績で申しますと、多奈川中自治区では、一回の申請で3台同時に設置されていることもございますので、それについては、また後ほど、各自治区さんをご相談させていただきたいと考えております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 この防犯カメラの設置補助金ですけれども、ちょっと2か年ほど申込みがなかった時期などもあって、だからといって、この制度が要らんなんて私は言わないんですけれども、ここに来て、昨年度から申請の申込みが増えてきたということで、制度の周知の努力もあってのことかなと思っています。

それで、上限20万円というのが足りるのかなということが気になってきているんですけれども。

その点と、それから、あと、維持管理には今のところ全く制度としては手当しないということになっているわけです。その辺りが、自治区にとっての負担が重くなっていないかなというのが少し気がかりなのですが、点検とか補修とか、そういうのはそんなに高額ではないのかなと思いますが、その辺りについて、何か区長さん等から、先につけている自治区などから実態をもしお聞きでしたら、この機会に教えていただきたいと思います。お願いします。

早川委員長 寺田危機管理監。

寺田危機管理監 ただいまのご質問につきまして、現在、先ほども申しましたように、各自治区長様からのご意見のほうを取り入れるべくアンケートを実施しておるとこ

ろでございまして、岬町自治区に対する防犯カメラ設置補助金交付要綱に基づきまして、現在、交付金のほうを行っているところでございますけれども、その内容につきましても、現在、見直しについて検討しているところでございます。

早川委員長 谷崎委員。

谷崎委員 防犯カメラのアンケートは確かに届いているようですが、費用の2分の1で、上限20万円までだったですね。自治区としては非常に負担感があると思うんです。

全額負担いただいて、地区を、あるいは優先順位を危機管理で見定めていただくほうが、その後のメンテ代は自治区で持つとしても、設置費用が非常に高額になってくると。交通の関係とか、防犯上の本当の人目が届かないところとか、そういう選定を危機管理で優先順位をつけていただいたほうが、もっと優位なものができるんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょう。

早川委員長 寺田危機管理監。

寺田危機管理監 ただいまいただきましたご意見につきまして、現状のところ、2分の1上限ということで行わせていただいているのは間違いございませんが、実際に交付する金額等につきましても見直しの方は行っていきたいと考えております。

早川委員長 谷崎委員。

谷崎委員 交付金額を見直すということですか。

2分の1だったらあんまり意味がないんじゃないですかと、20万円のものをつけても10万円払わなきゃいけないというのは、自治会には非常に負担ですよという話を申し上げているんです。

早川委員長 寺田危機管理監。

寺田危機管理監 実際、ご負担いただいているのは施設費用の半額ということになりますが、そのご負担について、実際、自治区によりましては大きな負担となることも考えられますけれども、何分、こちらのほう、町単独事業ということもございまして、直ちに全額補助ということにつきましては、今現在では、優先として考えているところではございません。

早川委員長 谷崎委員。

谷崎委員 決算の関係なので、余り細かいことを言うのもあれですけども、自治会によっては、五、六十件の自治会と400件の自治会もあるんです。そういうところ

を考えると、事の重要性を判断するという基準は自治会に任すんじゃないしに、危機管理で何らかの明確な基準を持つべきだと。警察に相談しても、交通の関係とか、あるいは人の目に届かないところとかいろいろ防犯上の問題ですね、そういう観点から全額出して、優先順位をつけて、要望のあるところへ反映していくという姿勢が大事かと思いますので、ご意見を述べさせていただきます。

早川委員長 要望でよろしいですか。

谷崎委員 はい。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

谷地委員。

谷地委員 私のほうから、再度、この防犯カメラ設置補助金についてお伺いしたいんですけども。

これ、確かに、この補助金自身は自治区のほうに実際補助されるというところで、自治区の中で設置を検討して、それに対して、町の方が、上限20万円で、補助率半額で補助するものと認識しているんですけども、この補助金の存在自体を住民さん自身が知らない方って結構いらっしゃっていて、結構、自治区長さんとか、そういったかなり自治区の役員さんとして携わっている方は知っていても、住民さんみんなにそういったところが自治区として設置できるんだということをもっと知ってもらう必要があるのかなと思うんです。

自治区に関しては、加入率というところが伸び悩んでいるという問題もありますし、自治区に入るメリットというところ、こういったところも認識していただく上で、そういう点においても、この設置補助金をもっと住民さんに周知していただいたほうが良いのかなと思うんです。

今、多分、ホームページ上にも、特に、この要綱とかも載ってないですし、何らかの周知方法という検討いただく必要があるのかなと思うんですけども、その辺、担当課としてはどういった考えでいらっしゃいますでしょうか。

早川委員長 寺田危機管理監。

寺田危機管理監 現在、こちらのほう、設置補助金につきましては、あくまでも、自治区単位で交付させていただいている補助金でございますので、まずは、自治区長様への周知のほう、ここ数年にわたりまして実施してきていたところでございますが、ただいまご意見いただきましたように、自治区に住まわれている住民の方へ

の周知も併せて、今後取り組んでいきたいと考えております。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 そうですね、やっぱり住民さんも、こういったところを自治区で対応していただけるんだとなったら、そこで、また自治区さんとのつながりとかもより強くなるかと思うので、その辺、周知の方法について検討をお願いします。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第62号「令和6年度岬町一般会計補正予算（第4次）について」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

早川委員長 満場一致であります。

よって、議案第62号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

認定第1号「令和5年度岬町一般会計決算の認定について」のうち、本委員会に付託された案件を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

また、歳入歳出をそれぞれ分けて審査したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

早川委員長 ありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の３ページから１２ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料３ページの、徴税のところでお尋ねします。

項１町民税、目１個人、節２滞納繰越分、それから、これ、同様に、目２の、滞納繰越分が節２としてあるわけなんです。

それで、予算のときは、一定、予想を立てたり、過去の実績等で幾らぐらいお支払いいただけたのかなということを考えて、恐らく、予算額を出されると思うんですけども、これ、その次の、項２の固定資産税の滞納繰越分もそうなんですけれども、予算よりも調定額が大きいわけなんです。これは何か要因があるのか。毎年こんなもんでっせやったらそれでいいんですけども。

私は、総務文教委員会は、今年度、久方ぶりに委員にならせてもらっている中で、細かいことを聞く機会がない時代が長かったものですから、改めて勉強させていただきたいと思っています。

それで言うと軽自動車税も滞納繰越分が、予算より調定額のほうが伸びているので、どういう理由かなと思ってお聞きするものです。

早川委員長 種畑課長。

種畑税務課長 調定額につきましては、滞納として残っている金額になります。予算額につきましては、その調定額に目標徴収率なりを掛けて予算見込額を出しているため、差が生じております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 これは、そうしたら、予算立てるときは、機械的に何か係数を掛けて出しているという、そういう感じに思っていたらいいのでしょうか。

早川委員長 種畑課長。

種畑税務課長 中原議員のご質問にお答えします。

おっしゃるとおりです。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

出口委員。

出口委員 中原議員と質問がかぶってきますけれども、ちょっと答弁をお願いします。

まず、地方税のほうで、町民税のことで、滞納繰越分のことでお聞きします。

調定額が2, 108万2, 957円であって、収入済額が503万4, 716円と、不納欠損額が93万3, 441円という形で、この不納欠損額が4. 47%の比率を占めておる中で、これは、多分、本人が死亡されたのか、何らかの理由で不納欠損で落としたと思うんですけれども、その理由をお願いしたいのと、収入未済額は、調定額から算出しますと71. 69%ということで、非常に未済額が多いのはどういう理由ですか。

早川委員長 種畑課長。

種畑税務課長 出口議員のご質問にお答えします。

不納欠損に関しましては、全体でちょっとお答えさせてもらいますけれども、無財産7件、生活困窮17件、居所不明3件という割合になってございます。

未済額が多いという理由に関しましては、そうですね、回収のほうが目標徴収率には達していないため、収入未済額が少し多いという形になってございます。

早川委員長 内山部長。

内山財政改革部長 先ほど答弁させていただきましたけれども、欠損の理由としましては、税は、納税の公平性の確保ということで、納税をしていただくというのが大原則ではあるんですけれども、ただ、納税者の方について、我々、様々な実態の調査などを行うわけです。それは、聞き取りでありますとか、資産の調査を行うわけでもありますけれども、その結果、滞納処分する財産がないであるとか、あるいは生活に困窮されている方がいらっしゃる、そういった場合には滞納処分の停止を行いまして、不納欠損を行っているというようなことになります。

あと、未納が多い件につきましては、昨今はコロナ禍などというふうなこともございまして、ここ数年は、努力はしているつもりなんですけれども、なかなか納税につながっていないところがあるのかなというふうに考えております。

早川委員長 出口委員。

出口委員 次に、町民税の法人の部分ですけれども、これも、滞納繰越分が164万4, 411円あり、収入済額が12万円ということで、7. 2%の達成率であります。

その中で、あと、収入未済額が152万4, 411円という形で、92. 8%の比率になっております。多分、これ、実際、昨年この質問をさせてもらったんですけど、コロナ禍で、非常に法人の方々もなかなか仕事がうまくいかないということで、分納されたり、来年度に延ばすということで話合いがあった

と思いますが、ただ　そういう中であっても、今回、収入済額を見ますと、
12万円という形で、非常に私は少ないと感じております。

だから、あと、その中で152万4,411円が、本当にこれ、近い将来、徴収できるのかどうか、もしくは、多分、もう法人関係であつたら、もうほとんど資産、財産はないのではないかなと思うんですけれども、その辺の徴収方法をどのようにされるか、お聞きしたいと思います。

早川委員長　種畑課長。

種畑税務課長　出口委員おっしゃるように、法人滞納繰越分収入が余り良くないというのはおっしゃるとおりです。

回収に努めてまいりますが、徴収がもう困難であると判断した場合は、執行停止、そこからの不納欠損で債権の整理に努めてまいりたいと考えております。

早川委員長　内山部長。

内山財政改革部長　こちら、先ほど、課長のほうからご答弁させていただきましたけれども、法人についても、基本的には、やはり納税をご負担していただくことが第一原則であるというふうに考えております。

その上で、法人の場合は、もう解散して、実態が伴っていないような法人もございいますので、その辺りは、岬町では債権管理条例というのを定めておりますので、その条例に基づいて、適切な対応を今後取ってまいりたいと考えております。

早川委員長　出口委員。

出口委員　部長の説明でよく理解はできるんですけれども、実際、法人自体がもうほとんど稼働していないという形でやったら、もういつまでもこの金額を滞納繰越しで残すんじゃなくて、不納欠損でもう処理するほうが、かえって、後々、仕事の量も減ってくるのではないかなと思うんですけれども、その辺はどうですか。

早川委員長　種畑課長。

種畑税務課長　調査を進めてまいりまして、執行停止の要件に該当すれば、速やかに執行停止し、三年、ちょっと様子を見る期間があるんですけれども、不納欠損につなげてまいりたいと思います。

早川委員長　出口委員。

出口委員　この法人税に関して、三年の期間があるということなんですけれども、残りの152万4,411円というのは、もう三年以降の滞納繰越分ではないんですか。

早川委員長 種畑課長。

種畑税務課長 法人の滞納に関して、一番古いものでいくと平成31年になります。

すいません、私、三年様子見ると言ったんですけども、実態がもうなかったり、絶対取れないというものに関しては、即時消滅という場合もありますので、そこは調査に応じて対応してまいります。

早川委員長 内山部長。

内山財政改革部長 先ほど、即時ということと、あと、滞納処分の執行停止ということでご説明させていただいておりますけれども、まず、この滞納処分の執行停止につきましては、基本的には、処分してから三年間経過すると不納欠損ということになるわけなんですけれども、先ほど申し上げました事由ですよね、生活困窮であるとか、あるいは滞納する財産がないというふうなところで、滞納処分の執行停止をして、その期間が三年間経過したということであれば、不納欠損ということが基本になるかと思うんですけれども。

ただ、三年を待たずして、即時消滅ということもございますので、その辺りは、さらに実態調査などを進めまして、事務を進めてまいりたいと考えております。

早川委員長 出口委員。

出口委員 その辺、よろしくお願いします。

次に、固定資産税ですけれども、滞納繰越分が、調定額が6,847万128円と、収入済額が811万5,298円ということで、11.85%の達成率です。と同時に、そのうち、124万8,877円、不納欠損がございまして、と同時に、収入未済額が5億5,910万5,953円ということで、86.3%の収入未済額になっております。

これも、もう少し何とか、固定資産税で、もう少し達成率が上がって当然ではないかなと思うんですけれども、多分、もう、6,847万円の中には古い固定資産税の滞納があると思うんですけれども、その辺をどういうふうにしてこれ解決でいくのか。と同時に、不納欠損額も非常に、これ、何件分の不納欠損額があったのか、お教え願いますか。

早川委員長 種畑課長。

種畑税務課長 おっしゃるように、収入済額について、ちょっと説明させていただきますと、811万5,000円となっておりますけれども、昨年においては、令和

2年、令和3年と滞納されていた業者さんが、令和4年に一括で納付されて、800万円ぐらい入ってたんですけれども、令和5年は、そういった大きな事由がございませんでしたため、収入済額のほうが昨年と比べて落ち込んでございます。

固定資産税の滞納繰越分の件数としましては150件ほどありまして、古い分と言いますと、平成7年の分とかになってくるんですけれども、令和6年度、こういった古い分で一定収入がございましたので、令和6年度は収入済額に関してはもう少し増えるものと認識してます。

あと、不納欠損ですけれども、固定資産税に関しては12件、不納欠損を行っております。

早川委員長 内山部長。

内山財政改革部長 固定資産税の滞納繰越分についての収入未済額については、確かに、今、委員がご紹介いただいたように、率としてかなり未収率が高い状況になっておりますので、課題であるというふうには認識しております。

今、ご紹介させていただいたように、平成7年度の賦課の分があるということで、かなり古いものもあって、金額も膨らんでいるという状況になっております。ただ、こちらにつきましても、まずは、古いものはあるんですけれども、納税していただくということがやっぱり大前提になりますので、この前提に立って、基本的に、粘り強く、交渉なり事務を進めていくことを考えております。

ただ、先ほど申し上げたように、調査の結果、財産がないであるとか、あるいは生活困窮されている方であるとかという場合には、債権管理条例に基づいて対応のほうを行ってまいりたいというふうに考えております。

早川委員長 出口委員。

出口委員 ありがとうございます。

今、古いのが平成7年という回答がございましたけれども、こういうものもちゃんともう調査済みであって、回収できるか、できないかの判断はもう既にもうできているものと思うんです。

その辺は、もう回収できないし、本人の財産もないということであれば、これはもう、やむを得ず不能欠損で落とさないかんのと違いますか、どうですか。

早川委員長 内山部長。

内山財政改革部長 こちら、確かに、平成7年度ということで、大方30年前の分になる

んですけども、なかなかちょっと、個々の滞納の方の状況というのはここでは申し上げづらいことがあるんですけども、ちょっと申し上げられるとすれば、粘り強く交渉のほうは進めていきたいというふうに考えております。

早川委員長 出口委員。

出口委員 ありがとうございます。もうそれ以上は言いません。

あと、軽自動車税ですけども、これも、実際に、調定額が274万5,850円と。そして、収入済額が40万円1,480円という形で、4.62%ですか。と同時に、不納欠損が4万1,200円ということで、1.5%の不納欠損額。収入未済額が7,804万8,334円で、83.8%の比率で残っておりますけれども、この辺、特に、私、毎年質問しますけれども、軽自動車税は、トラックは6,000円で、乗用車が1万円かなと思うんですけども、そういう面からいって、去年もお話したんですけども、回答は、実は、その乗用車が、もうちゃんと廃車も済んでおるんですけども、廃車する前の税金が滞納金として残っていますという回答もいただいたんですけども、ということは、もう三年前に廃車をしてあって、その前の税金が残っているということは、普通に考えたら理解しにくい部分があるんですけども、実際に回収できる見込みがあるのか、ないのか。

と同時に、自動車税を滞納されているということは、多分、町民税も滞納されていると受け止めることができるんですけども、その辺の、これからの徴収方法をどういうふうに行っていくのか、回答をお願いしたいと思います。

早川委員長 種畑課長。

種畑税務課長 軽自動車税の滞納についてお答えさせていただきます。

滞納件数は72件で、一番古いものは平成17年度分になります。

本件で言いますと、平成10年に取得、平成18年に廃車、その間の課税が残っております。現在、その車両、委員おっしゃったように、その税金、軽自動車税の滞納を含めてほかの税の滞納もございまして、ほかの税のほうの滞納金額のほうが大きいため、分納中ではあるんですけども、延滞金の加減から、税額の大きいものから徴収しているような形になりまして、軽自動車税の滞納の回収のほうがちょっと進んでいないというような状況でございます。

あと、補足の説明としまして、課税の放置車両とかに係るものになるんですけ

れども、冬ぐらいに課税係と納税係が現地調査を実施してますし、固定資産税担当が家屋評価に出向く際であったり、年末に建物が建ったり、潰したりというような確認を町内一斉に見回っているんですけれども、その際に、そういう車両がないかというのも、併せて常々確認しております。

昨年度の繰越し時点で滞納かつ未廃車のものが74台ございましたが、本年度の繰越し時点では58台に減っております。

滞納額だけが残っている状況でございますが、その滞納額に関しては、順次、回収に努めてまいりたいと思っております。

早川委員長 内山部長。

内山財政改革部長 まず、軽自動車税につきましては、廃車の手続を取っていただかないと、基本的には、4月1日のその状況に課税ということになってしまいます。

ただ、そういう手続を取っていただいていない車の中で、例えば、先ほど申し上げたように、現地確認して、放置自動車らしきものであったりだとか、あるいは車検を受けていない車両でありますとか、いわゆる、存在が怪しい、疑われるような車両がございますので、その辺りが分かれば、その所有者の方へ事情を伺うなりして、廃車の手続を取るように促していきたいとも考えておりますし、あとは、職権で、課税保留というふうな手続もございますので、そういった事務を進めていきたいというふうに考えております。

あと、複数の税で、確かに滞納、未納というふうになっている方がいらっしゃいますし、あとは、その税に関わらず、町の債権で、複数の債権を未納されているという方もいらっしゃいます。そういった方につきましては、今の税務課のほうで徴収担当職員ということで、経験豊富な府税事務所のOBの方に来ていただいておりますので、その方に携わっていただいたり、あるいはその方からアドバイスをいただいたりして、対応のほうを今行っているところとなります。

早川委員長 出口委員。

出口委員 最後に、これから、どういうふうな今後の徴収方法をやっていくのかということとを質問しようと思ったんですけれども、もうちゃんと回答いただきましたので、ありがとうございます。

私も、ずっと毎年、この件に関しまして質問するんですけれども、田代町政になる前は約3億2,000万円ほどの滞納繰越分がございました。そういう中で、

いろいろ調べてみますと、２０２２年の際には、滞納金も、繰越金も２億２０５万９，０００円まで、努力の結果、下がっております。今回、また、この資料を、地方税から軽自動車を見てみますと、それが、今年度で９，３９４万３，３４６円まで下がっております。

だから、いつも思うことは、行政の担当の方々は頑張っていると思いますので、できましたら、より一層、また徴収に力を入れていただきたいというふうにお願い申し上げまして、質問を終わります。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 今回の議論を聞いて、参考に教えていただいとおこうと思うことがありました。

執行停止がなされて、三年間猶予期間があつて、その三年間、執行停止に至った状況と変わらない状況が続いて、三年たったら消滅、滞納整理ができるという話があつて、即時消滅という手法もあると。恐らく、今言っている話は地方税法に基づく運用のことかなと思うんですけれども、参考までに、即時停止、失効というのはどんな例なのかお聞きしておきたいなと思います。お願いします。

早川委員長 種畑課長。

種畑税務課長 執行停止で、無財産、生活困窮、居所不明というのがあつて、通常は、先ほども説明したとおり、三年、状況が変わらないかを観察してということにはなるんですけれども、例えばですけれども、相続人不存在であるとか、もう取れないと確定したような場合は、相続人不存在なのに、三年待ってもというような形になってきたりするので、そういった場合は、即時ということで処理をさせてもっております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 ありがとうございます。参考になりました。

早川委員長 内山部長。

内山財政改革部長 先ほど申し上げましたように、基本的には、三年、経過を見るといいですか、滞納処分の停止に至った事由が継続しているのかどうかというのを三年間見守るといふような形になるわけなんですけれども、ただ、即時消滅というのは、三年を待たずして、もう待つ必要がないというものになります。

一番分かりやすいのは、例えば、外国人の方が未納になっているということで、

海外に出国してしまったとかいうふうな事案でありますとか、あとは、相続人の方が全員、例えば、もう相続放棄されているというふうな場合、そういった場合は、その三年待たずして、もう即時に不納欠損を行うと、債権を消滅させるというふうなことになります。

早川委員長 中原委員。

中原委員 よく分かりました。

担当課としては、先ほど、ご答弁の中で繰り返されていたとおり、何とかして一部ずつでもお納めいただくという努力を続けていくけれども、ありとあらゆる方向を考えても、これはもうおいておいてもどうしようもないというときに、即時消滅という手段を使うということだということがよく分かりました。ありがとうございました。

委員会資料の4ページの真ん中よりちょっと下辺りの、款14、1負担金、2教育費負担金、節3幼稚園費負担金の中に、一時預かり事業保護者負担金、一時預かり事業おやつ代というのがあります。この幼稚園というのは、淡輪幼稚園のことだけを指していると考えてよろしいのでしょうかということが一つ。

それから、もともとのこの昨年度予算と比較した場合に、今上げた二つとも執行金額としては大きい、収入済額も大きくなっているわけですが、その要因が何かあるのか、教えていただきたいと思います。お願いします。

早川委員長 青木教育課長。

青木学校教育課長 幼稚園の一時預かり事業保護者負担金につきましては、こちらは淡輪幼稚園のものになります。

早川委員長 中原委員。

中原委員 私、何かを怪しんでいるわけでも、何か狙っているわけでも何でもないので、素朴な疑問として浮かんだだけのことなんです。

何か答えられそうな理由はあるのかなと、ただ単に、自然とこうなつたと、要は、利用が多かったということだけのことなんだけれども。

早川委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 予算と比べて増えているというところですが、予算時のときは、これだけ利用するだろうというのを予測するんですが、予測以上に利用者が増えたというところでございます。

早川委員長 中原委員。

中原委員 いや、そりゃそうやろうけれども、せやから、その理由が何か特段なことあるんかなと思って聞いてみたという話なんです。

でも、ここで、特に、何かの要因があるのであれば、恐らく語られると思うので、淡輪幼稚園における一時預かり事業が、これ、今年度においては、予想していたよりもたくさん利用されて、それに伴っておやつ代も増えたという、そういうふうに理解しておけばいいですね。

松井教育委員会事務局教育次長 はい、そうです。

中原委員 喜ばれて、よく活用されたと考えておいたらいいということでしょうか。

松井教育委員会事務局教育次長 はい、おっしゃるとおりです。

新1号、新2号というのがございまして、予想していた以上に、新1号の認定者の方の利用者が多くなったというところでございます。

早川委員長 中原委員。

中原委員 ありがとうございます。

なるほど。そうしたら、利用人数も増えたということですよ。

私、その新1号とか、新2号とかちょっと忘れてしまいました。1号から3号まであったんかなと思いますが、新1号ってどんな子どもたちのことを指すんですか。教えてもらえますか。

早川委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 新1号につきましては、保護者の方がリフレッシュするために一時預かりを利用するなど、就労等保育ができない理由、それは新2号というふうになります。新1号はリフレッシュなどということで、私用で利用する場合が新1号となります。

早川委員長 中原委員。

中原委員 新しいの新ですね、新って。

これは、何かもうあまりこのようなことに時間を費やすのもちょっとどうかと思うので、また、直接教えてもらおうと思いますけれども。

子ども・子育て新制度ができましたよね。そこから、その子どもに対して何号とかいう、私はすごく嫌いなんですけれども、区分を当てはめたわけですよね。

その新というのが、ちょっと勉強不足で、また、何か新しい区分になったのか

と。思。っ。て。

おっしゃった利用の目的は、リフレッシュするためとかということで、これは利用が増えている、人数が増えているということもおありのようですが、やはり保護者の皆さんにも大いに喜ばれて、活用が進んだとお見受けしますけれども、その新というのが、ちょっと私、あんまりよく分かってなくて、また、担当課でどういう子どもたちを指すのかということを書いておこうと思います。

ご説明ありがとうございます。

もう少しお尋ねしたいことがあります。

早川委員長 どうぞ。

中原委員 ありがとうございます。

同じ4ページの下の方の、小学校給食保護者負担金、中学校給食保護者負担金、この二つに関わって、まず、これ二つとも予算よりかなり金額が、収入済額が減っているわけなんです。これは、6ページの、節5保健体育費補助金の二つ目にある電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金、学校給食費助成との関わりで、要は、昨年度においては、上半期は給食費を半額にして、下半期は全額無料にしたということがこの二つから見てとれるのかと思っていますが、そういう理解でいいのかということ。

それから、等と言いましたけれども、それだけでいいですか、そういう私の理解でよろしいでしょうか。

早川委員長 青木課長。

青木学校教育課長 中原委員の質問にお答えします。

おっしゃるとおりです。

早川委員長 中原委員。

中原委員 私は、この学校給食費の無償化に関わることについては、毎回、毎回、大英断だと高く評価していますけれども、要望しておきたいと思います。

小学校は恒久的な無償化に今年度から踏み出して、中学校についても、できるだけ早くということが、これまで繰り返し述べられておりますので、この場でも、改めて、中学校の給食費の無償化についても、おっしゃっているとおり、できるだけ早く実現いただきたいなと思います。

もう少しお尋ねしてもいいですか。

早川委員長 はい。

中原委員 ありがとうございます。

委員会資料6ページの下から二つ目と三つ目に学校保健特別対策事業費補助金という名前の歳入があるんですけども、これはどんなことに充当されるものなのかということと、その下の、自衛隊員募集事務委託金とあります。このお金を使って昨年度は何をされたのか、この2点お聞きしたいと思います。お願いします。

早川委員長 青木課長。

青木学校教育課長 こちらの部分につきましては、この後、歳出でも出てくるんですけども、置き去り防止をするための安全装置となっております。

早川委員長 青木課長。

青木学校教育課長 失礼致しました。先ほどの答弁に誤りがありましたので、再度お答えさせていただきます。

学校保健特別対策事業費補助金につきましては、感染症流行下における学校教育活動体制整備事業という形で、淡輪小学校、深日小学校、多奈川小学校ともにエアコン等を設置したものになっております。

続きまして、中学校につきましても、同じように、感染症流行下における学校教育活動体制整備事業費としましてエアコン等を設置したものになっております。

早川委員長 南理事。

南総務部理事 自衛隊募集事務委託金の使用用途ということで、こちらにつきましては、町の広報紙、岬だよりへの自衛隊募集の記事の掲載ということが主な使用用途となっております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。

委員長、まだ、歳入で聞きたいことあるけれども、いいですか。

早川委員長 どうぞ。

中原委員 委員会資料7ページの上から二つ目と四つ目に人権相談事業分の交付金と法律相談事業分の交付金が記載されております。それから、そのまたさらに下二ついきますと、総合生活相談事業分ということで三つの交付金がございます。

この交付金による事業実績、具体的には相談件数ということになるんですが、

それを、昨年度と一昨年度、お聞きしたいということと、それから、実施率について、あわせて教えていただきたいと思っています。

実施率というのは、相談機会を何回も設けていて、それに対して何件の相談があったかということをお答えいただきたいんですけれども。

この三つとも資料請求をしたいと思っているので、そういう取扱いをお願いしたいと思います。

よろしいですか。

早川委員長 資料請求で、よろしくお願いします。

中原委員 じゃあ、お願いします。

委員会資料7ページの目6教育費府補助金、節1教育総務費補助金の中で二つ聞きたいことがあります。

一つ目の、スクールサポートスタッフの配置事業費補助金、歳出で聞いてもいいんですけども、このお金をもらって、学校ごとに、これ、要は、コロナ感染症対策ということだったかなと思っているんですけれども、スクールサポートスタッフという役割の人を配置されたということですよ。これで、学校ごとの配置人数とか、作業内容とか、勤務実績などをお聞きしたいなと思っています。

それから、その三つ下のスクールソーシャルワーカーの設置事業補助金、この補助金を活用して、これは、学校だけでなく、幼稚園についても運用を開始しているということで、前向きな活用だなと思っているんですけれども、相談回数とか相談者の人数ですね、あと、どういった内容が寄せられているのかなとか、お聞きしたいなと思っているんですけれども、何か、もうこんなことやってたらめっちゃ時間かかるので、二つ目に上げたものについては、スクールソーシャルワーカーの設置事業補助金、これは、結論だけこの場ではお聞きして、あとは資料でご提出いただきたいなと思います。

スクールソーシャルワーカーの設置事業については、結論として聞きたいのは、相談回数などが足りているのかどうか。要は、もっと何回もそういう相談をする機会を増やさなければならぬような状況があるかどうかということ結論としてお聞かせいただくだけで、この場では結構です。

二つについてお願いしたいと思います。

早川委員長 青木課長。

青木学校教育課長 スクールサポートスタッフの配置につきましては、3小学校で1名、中学校で1名の、合計2名の配置をしております。

小学校につきましては、各小学校に週一回、中学校につきましては週二回となっております。

業務内容としましては、教員の負担軽減を図り、教員がより児童への指導や教材研究等に注力できますよう、学習プリントの準備や採点業務、来客、電話対応などのサポートをしていただくものとなっております。

早川委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 スクールソーシャルワーカーの設置事業につきまして、足りているかというところで。

今現在、スクールソーシャルワーカーにつきましては、令和5年度は合計102回入っていただいております。運用頻度としましては102回。相談回数は、小学校で193回、中学校で22回となっているんですけれども、主に、教職員、内容に応じては保護者の方が相談者となっております。

内容につきましては、生徒児童が抱える問題に対して、保護者や教職員、関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行うということで、不登校であったり、児童虐待であったり、貧困問題であったりというところです。主に、家庭環境のことについてスクールソーシャルワーカーに入っていただいております。

また、令和6年度も少し増加しております。令和5年度から、若干、回数は増加しております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 1点目。

早川委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 緊急対応分も入っておりますので、緊急であれば、その対応分の回数のほうで、状況に応じて、対応させていただいております。

継続支援とか、そういったことについては、保護者の方、また、緊急ではない方については定期的な相談という形になっております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 1点目の、スクールサポートスタッフですけれども、各小学校で週一回、中学校で週二回ということで、どれぐらいの時間、一回、学校にいてくださるのか。

電話対応もということだから、結構な時間がかかるのかなと思って聞いていたんだけれども、率直に言って、この程度のこと言ったら大阪府に失礼かもしれませんけれども、配置では、教員の負担軽減にならんとは言わんけれども、やらんよりましという程度の制度設計じゃないかなと。これ、大阪府のことを私はそういうふうに思っていると言っているんです。皆さんに対して文句言っているわけじゃないんです。けれども、これは、もうその府の制度設計上、もうこうとしかならないというか、そういうことなんですか。

いや、私はもっと必要と思うんだけど、現場として、まず、いや、これぐらいの数でええんですねんと思ってはるのか、もっと必要と思っているのか、その辺りの判断もあればお聞きしたいと思うんですけれども、そこがどうでしょうということを重ねてお聞きします。

それから、スクールソーシャルワーカーの、いろいろお答えいただいたんだけど、ちょっと率直に言ってよく分かりませんでした。

何か、合計102回とおっしゃりながら、小学校では193回、これも、さっきの、合計102回を超えているんだけど、何の数なのかがちょっとよく分からなくて、ただ、多分、紙でやっぱり出してもらうほうが私も理解しやすいので、また、資料請求をきちんと、お答えしていただきやすい形で、私も分かりやすく質問をしたいなというふうに思います。

それで、スクールソーシャルワーカーについて言うと、足りているかどうかということをお聞きしたんです。それで、相談が寄せられたときに、例えば、2か月も3か月も待たされるとか、そんな実態はないと理解していいんでしょうか。

だけど、一定待たされる期間がありますわね、毎日、毎日来てくださっているわけじゃないし。でも、そんなに恐ろしく待たされるわけではないという状況です。はいと言ってくださったので、それは結構です。

それで、私、このお金使って、幼稚園にも何か行ってくれているのかなと思ったけれども、それは違うのかな。私の理解の仕方がちょっと間違っているのかもしれないので。

スクールカウンセラーは幼稚園にと書いてあったね、この紙に。だから、それがこれかなと思ったけれども、ちょっと違うんや。スクールカウンセラー、また違う事業費ですね、分かりました。

じゃあ、ちょっと1点目のスクールサポートスタッフのことについて、重ねてお聞きしたことにお答えいただこうと思います。お願いします。

早川委員長 青木教育課長。

青木学校教育課長 中原委員の質問にお答えします。

まず、スクールサポートスタッフにつきましては、一日6時間のほうで来ていただいている形になります。

現在の配置についてなんですけれども、小学校、中学校ともに、OBの先生に来ていただいております、短い時間ではあるんですけれども、業務内容以上にいただいております、学校からは満足の声をいただいている状態であります。

早川委員長 中原委員。

中原委員 今の答弁で、非常に働きぶりが良いというか、能力の高い方にお越しいただいて、その方も本当に一生懸命、学校や子どもたちのために働いてくださっているということはよく分かったんです。

だけど、回数が少ない、時間が少ないんじゃないかと私は思っているんですけれども、そこに対してどう思っているかということを知りたいんです。

これは、教育長でないと答えにくいんじゃないですか。お願いできますか。

いや、足りていると言うんやったらそれでええんやで。

早川委員長 古橋教育長。

古橋教育長 ただいまのご質問、要は、スクールサポートスタッフが足りているかというご質問でございます。

そもそも、スクールサポートスタッフにつきましては、コロナと先ほどおっしゃられましたけれども、いわゆる、教員の働き方改革の中で、教員でなくてもできる事務については、それ相当のスクールサポートスタッフなりを置いて、それに対して助成しようというのがこの制度です。

補助率は3分の1になってます。3分の2は町が負担しなければならないということで、全校に一人ずつスクールサポートスタッフを置けばいいんですけれども、財源の調整もございますので、先ほど、担当のほうから申しましたように、小学校、中学校にそれぞれ週三日あるいは週二日で配置をさせていただいているというところでございます。

ただ、学校のほうでも来ていただける日が決まっていますので、スクールサポートスタッフが来ていただいたときに、これをしてもらおうというような計画的なことを立ててやっていただいていますので、その辺については十分機能してるのかなというふうに考えております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 なかなか難しい問題ですね。はっきりおっしゃらないのは、人は欲しいと思いますよ、本当に。けれども、はっきりおっしゃらないのは、町の負担も3分の2あるし、これはちょっと、やはり大阪府がこんな制度を作ったのですから、大阪府にもっとお金出してくださいよということを言っていくべき違うかということ、聞いていて思いました。

この件については結構です。

早川委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷崎委員。

谷崎委員 傍聴議員から聞かれておまして。

10ページの下から5段目、町議会議員一般選挙に係る供託没収金、15万1円となっているんですけれども、供託金は、15万円ですけれども、この1円というのはどういうあれかなと。

早川委員長 南理事。

南総務部理事 町議会議員一般選挙に係る没収金ということで、決算としまして15万1円ということで、15万円につきましては候補者一名の没収金でございます。残り1円につきましては、これ、国のほうに供託ということでしていましたので、どうやら利息がつくということで、利息分が収入されているということでございます。

早川委員長 谷崎委員。

谷崎委員 我々は1円ついてなかったんですけれども、町長選から。

ついでにもう一つです。ちょっと分からないところ、9ページの、款21の繰越金で、繰越金が1、繰越金51と、土木か何か載っているんですけれども、これはどういうふうに理解したらいいかちょっと分からないので、教えてほしいんですけれども。

早川委員長 中塚課長。

中塚財政改革課長 前年度繰越金の目の1と51の違いについてなんですけれども、1は、いわゆる、歳出と歳入の差額の純繰越金という決算の剰余の金額になります。

51のほうにつきましては、翌年度に繰り越します事業に対する、必要な財源として繰り越したものの、いわゆる、事業繰越金という部分になります。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。出口委員。

出口委員 もう2点お聞きします。

4ページ、節4保健体育費負担金の中で、滞納分の小学校給食保護者負担金で43万4,109円、収入済額が0%ということで。

それと、もう1点は、5ページの上段の、中学校給食保護者負担金滞納分で105万9,020円という形で、同じく、収入額はゼロという形になっておりますけれども、これ、私、8年ほど前にこの議会でもお話させてもらったんですが、そのときの話で、保護者のおじいさんから、10年前の給食費の負担金を払ってないので徴収に来ましたという、女性課長が努力して、頑張って徴収してくれたんですけれども、この辺、この2件に関してどういうふうな徴収方法をしているのか、もしくは、これはもう古い滞納分であって、もう時効になっているのと違うのかなと感じますねんけれども。

これは詳細をちょっと教えてもらえますか。何名あって、そのうち、もう10年、8年、6年経過しているのか、その辺はどうですか。

早川委員長 青木課長。

青木学校教育課長 滞納件数につきましては、19世帯で30件となっております。また、一番古いものにつきましては、平成17年度分のものとなっております。

今後、こういった滞納のほうの整理をしていくかということなんですけれども、臨戸訪問、文書、電話などにより、接触交渉を試みながら給食費の未収分の回収に努めてまいりたいと思います。

早川委員長 出口委員。

出口委員 今、電話対応もしくは訪問しているということなんですけれども、書状に持ってそういう請求をされてないんかなというのは、なぜ、電話とか、訪問対応であったら、後々、事実として残ってきませんかな。だから、書類対応とか、そんなことはしてないんか。もしくは、もう正直言うて、私、この担当になったけれども、三年たったらまた変わるさかいに、まあまあ行かいでもええやろうという方も

多々ありました。

それで、先ほど、私が例を挙げた中で、仕事に真面目な方で、女性課長がその滞納の家に行ったら、10年も、おまえ、請求に来んと、今頃何やと言うて、私のほうにそのおじいさんからクレーム入ってきまして、事情を全部説明して、もうちゃんと10年前の給食費は全部完納してもうたんやけれども。

その辺はどうですか、ちゃんとやっぱ書類に残していくべきではないのかなと感じますけれども、どうですか。

早川委員長 青木課長。

青木学校教育課長 今おっしゃっていただいているように、現在、今年度、臨戸訪問に行かせていただきまして、その説明のほうをさせていただきたいと思っております。

早川委員長 出口委員。

出口委員 今、私がそういう質問をしたので、そういう対応をしていきたいということで、今まではやってなかったということやね。

早川委員長 青木課長。

青木学校教育課長 今まで、隣戸のほうには確かに回ってなくて、接触ができていないところがありましたので、今年度につきましては、臨戸訪問、きっちり回らせていただきまして、ご説明させていただくように取り組んでいきますので、よろしくお願いします。

早川委員長 出口委員。

出口委員 今、青木課長の説明がありましたけれども、これ、実際、この2件に対して約150万円ほどあるんやけれども、実際に徴収できる見込みは何十%ぐらい。

早川委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 もうおっしゃるとおり、かなり厳しい給食の滞納費になっております。

学校に在籍されているのであれば、学校のほうからも協力していただいてやっていただいていたところなんですけれども、全ての方が卒業されてます。その中で、以前に行かせてもらったときは、もう引っ越しされていたりとか、住所変更されていて、どうしようかなと今困っていたところだったんです。

先ほど、課長もおっしゃっていたように、何とかもう一度、何らかの形で臨戸訪問できたらなというところで、課題として給食センターと考えていたところで

ございます。かなり非常に困っているところです。

早川委員長 出口委員。

出口委員 頑張っ、もうこれも一つの税金ですので、税金を投入してますので、ひとつまた頑張ってください。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 委員会資料8ページの真ん中より少し上辺りに統計調査に関わって項目があります。それで、節4の三つ目に統計調査員確保対策事業委託金とあります。これは何をして確保していくのかなと思ってお聞きしたいと思います。

統計調査員の担い手不足というのは前からお聞きしているので、この委託金というのを使って、どういったことに取り組まれているのか、参考までにお聞きしたいと思います。

それから、今お聞きした項目の二つ下に移譲事務交付金がありまして、保安3法事務というふうに書かれています。この保安3法事務というのは何を指しているのか、参考までにお聞きしたいと思います。お願いします。

早川委員長 南理事。

南総務部理事 統計調査確保対策事業委託金ということですが、こちらにつきましては、統計調査員確保のための継続意向調査を行っております。それに関わる消耗品代であるとか、郵送代の部分になっております。

早川委員長 寺田危機管理監。

寺田危機管理監 ただいまのご質問についてお答えいたします。

まず、保安3法と申しますのは、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する法律、火薬取締法についてが保安3法と申します。

その内容につきましては、それぞれの法に係る事務について、行った分について交付が行われるものでございますが、実際には、泉州南消防組合が事務を引き継いで行っております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 1点目にお答えいただいた統計調査員確保対策事業委託金の説明で、継続意向調査の消耗品だとお聞きしました。それ具体的に言うと、今、調査員として活動いただいている方に続けてやってもらえんということを聞くアンケートみたいな、そんなふうに思ったらいいんですか。

何か、うんうん言うてはるから、それでいいんですけれども、いや、それだけで良いのかなという疑問が、お答えを聞いて湧いたわけなんです。

なかなか足りない状態が常態化しているみたいに聞いたことがあったので、確保するために、もっと積極的な何かを行うための委託金としてこれは府から来るのかなと思ったんですけども、そういうことではないのですか。

もう、府からは、このお金使って、今やってくれてはる人にまた続けてやってくれるか聞いてという、その程度のものとして取り組むのが普通なんですか。

2点目については分かりました。

早川委員長 南理事。

南総務部理事 こちらの統計調査員確保事業委託金につきましては、大阪府のほうに町の事業計画を立てておりまして、その中で、既存の登録者に対する継続意向調査を行うということでいただいているものでございます。

今後につきましては、来年度、国勢調査が実施されるということで、意向調査だけではなく、広報代であるとか、そういったものも盛り込んでいきたいと考えておるところでございます。

早川委員長 中原委員。

中原委員 あんまり私も目くじら立てて言うてるわけではないんですけども、ご苦労されているところだというふうに思います。

これ、予算のときは2万6,000円がついと思ったと思うんです。それが、収入としては6,675円になっているから、何かそこも何かあるのかなと思ったり、ただ、あんまり深掘りしてもねって感じなんで、来年に向けて、調査員の確保にご尽力いただきたいと要望申し上げておきたいとします。

続けてお尋ねしますが、同じページの一番下の、岬ゆめ・みらい寄附金、なかなか好調のようでありまして、予算としては1億1,000万円が組まれていたかなと思うんですけども、倍以上の実績になったということのようです。

この読みが良い意味で外れた要因というのは何かということ参考を聞こうかなと思って。やっぱりシャワーヘッドでしょうか、お聞きしておこうと思います。

早川委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 やはりミラブルのシャワーヘッドが一番大きな要因となっております。シャワーヘッドが、令和4年の10月ぐらいから、サイトのほうに載

せるようになりました。令和4年については丸々一年間載ってなかったんです。
年度の途中からだったんですけれども、令和5年度については丸々一年掲載でき
た形になるので、増えている要因となっております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 ありがとうございます。

何か、ミラブル様々な感じですね。

引き続きお聞きしますが、委員会資料10ページの、ここは諸収入、雑入の項
目がざっと並んでいるところですが、上から四つ目の、食材販売収入とい
うのは何かしらと思って、もしかして、過去に説明いただいているのかもしれな
いんですけれども、お聞きしておこうと思います。

それから、11ページの人権推進課の住宅新築資金等償還金、これについてお
尋ねしようと思いますけれども、これ、なかなか困難な事業だと思うんですけれ
ども、償還については。昨年度については53万7,324円収入されたという
ことで、この先の見通しですね、もう大分何か終わりが、出口が見えてきている
事業になってきたのかなというふうに思っているんですけれども、その辺りはい
かがかお尋ねしようと思います。お願いします。

早川委員長 青木課長。

青木学校教育課長 食材販売収入につきましては、令和5年6月なんですけれども、大雨
警報により学校園が休校になりまして、調理ができなくなった際に、日持ちのし
ない食材を給食センター内職員が買い取ったものとなっております。

早川委員長 蟻馬課長。

蟻馬総務部副理事 住宅新築資金等償還金につきましては、令和5年度は53万7,324円の
決算収入となります。

今後の予定になりますが、令和6年3月31日、令和5年度の最後の時点にな
りますけれども、残額が237万3,181円となっております、その時点で、
残り4年と5か月という形になっています。

早川委員長 中原委員。

中原委員 1点目は、何か既にどこかで聞いたのに、もう一回聞いてすみませんでした。

2点目の、住宅新築資金等償還金について確認ですが、今のご答弁でいきま
すと、もう分納誓約を結んで、それに基づいて計画的に返済が行われていて、先ほ

どお聞きしたような、残り4年と5か月で返済が完了するという見通しだというふうに理解していいようですね。

最後まで大変な事業だと思いますけれども、それをもってこの事業は終了することができるということですね。うなずいていただいていますので。

時間がまだ少しかかるようでありますけれども、これまでの努力も実るように、最後まで我慢強く取り組んでいただきたいと思います。

ただ、分納制約を結んでということですが、無理のない返済を、どういうふうに状況が変わるということが、人間ですから起こり得るものですから。これは住宅新築資金の返済だけじゃありませんけれども、皆さん丁寧に、資力に応じて返済の計画を立て、徴収していると思いますけれども、この住宅新築資金についても、その点にもご留意いただいて、最後まで尽力いただきたいと思います。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。谷地委員。

谷地委員 私のほうから1点だけちょっとお聞きしたいことがあります。

今、中原委員とか出口委員とか、複数の委員のほうからいろいろ、町税であったりとか、あとは、保護者さん負担金だとか、いろいろな費用についての徴収というところ、これがなかなか困難な状況になっているというところ、これは、行政側の回答でも見受けられたんですけれども。

そうなったときに、結構、多分、どの課も通常の業務がある中で、例えば、そういった徴収業務というところを並行してやらなきゃいけないという状況に陥っていると思うんです。こういった徴収業務って、できるだけ滞納発生したらすぐに、早期に対処するというところが非常に重要であって、長期化すればするほど、非常に困難になってくるものと思っています。

さらには、こういった徴収って、結構、払ってもらえない背景には、いろいろな未納者の難しい背景があるのかなというのがありますし、場合によっては、なかなか気持ちよく交渉とかもできないようなケースって多々あると思うんです。

そうなったときに、今までのやり方で徴収率を上げていけるのかなというところを、聞いていてすごい心配になっていて、特に、大阪府のほうで公表されている市町村税に関する統計調査、これでも、岬町って、徴収率、結構低いんです、大阪府の中でも。

そんな中で、自治体によっては、徴収の専門の課をつくって、徴収業務に専念

してもらおうとか、あとは、民間委託しているところとかもあったりとかしていて、あとは、自治体の中でも各課に徴収係をつくるのではなくて、徴収業務というところ、これ、一元化していったって、専属的にやってもらいたいな。

あとは、いろいろな緊急対策プランとか、強化月間つくったりとか、結構、いろいろ工夫してされているという中で、どこか特定の課にお聞きするというところではないので、どなたに回答いただけるというのは難しいんですけども、こういった徴収業務というところに対して、そういった新しい課とかをつくったりとか、民間委託をしたりとか、新たな取組というのは、何かしら今考えていることがあれば、お聞かせいただければと思います。

早川委員長 内山部長。

内山財政改革部長 本町における未収金対策の取組ということになるんですけども、こちらにつきましては、従来から取り組んでいる内容にはなるんですが、そして、先ほど、答弁の中でも少し触れさせていただきましたけれども、府税事務所のOBの方を、未収金の専門職ということで配置のほうをしております。

その方に、全ての債権ではないんですけども、庁内で横断的な未納の案件があれば、一定、担当していただいたり、あるいはアドバイスをいただいたりという体制を取っております。

そして、あと、実際、本来の業務と並行しての徴収事務ということになるんですけども、こちらにつきましては、暫定再任用の職員が、定年後に、65歳までということで雇用している職員がいるんですけども、その定年後の暫定再任用職員と本来の担当課の職員とあわせて、月に一、二回程度、臨戸訪問をさせていただくというようなこともしております。

そして、あと、今後の取組については、大阪府域地方税徴収機構というのがございまして、こちらにつきましては、そういった府内の、いわゆる、困難事案とございますか、そういったものに対応していただくような機構になるわけですが、そちらの機構は、今年度から研修などに参加することにしております。

その研修で得たノウハウを、我々の納税担当が行くことになるかと思うんですけども、そのノウハウを得てきてもらって、そのノウハウを各徴収担当のほうにフィードバックしたり、あるいは徴収機構へ職員を派遣するようなことも今後は検討していったって、徴収対策を行っていきいたいなというふうに考えております。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 ご答弁いただいたとおり、いろいろ考えて取り組まれているというところは、そこはお聞きできて良かったなと思います。

こういった徴収業務って、私個人的には決して気持ちの良い仕事じゃないところが結構あるのかなと思いますし、そういった未納者に対する交渉とか、折衝とか、そういったところにはかなりのスキル、経験が必要なものになるのかなと思うので、そういったところは、先ほど、内山部長が述べられたとおり、これまでの行政経験が豊富な方とか、専門的に対応された方、そういった方のお力をかなりお借りしてやっていただくのが良いのかなと思いますし、おやつ代とか、子育て支援課の職員がやったりとか、今、こういった教育のほう、給食費の徴収とか、教育の方がやるのかというところというのは、結構、難しいところあるのかなと思うので、できれば、そういった専門の方に一元的にやっていただくという。

当然、ノウハウというところは、できるだけ多くの職員の方に蓄積していただく必要があるのかなと思うんですけれども、長期化させないというところもかなり重要かなと思いますので、そういった意味でも、まずは、専門的な方に、現状の難しい困難な事案とか、そういったところを対応していただくというところ。

あと、一元化することによっても、早期に対応するというところもかなりスピーディーにできるのかなというふうに思うので、その辺いろいろ難しいと思うんですけれども、工夫されて、検討されて取り組んでいただければなと思います。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。竹原委員。

竹原委員 1点だけ。

9ページの諸収入、節で言いますと、雑入の一番下、学校教育課のところの公衆電話料、この公衆電話というのは、結構、利用率が高いのかなと思いますが、どこに設置されて、どういう方が使われているのか、ご答弁をお願いします。

早川委員長 青木課長。

青木学校教育課長 岬中学校に2台設置している公衆電話となっております、生徒のほうを利用している形になっております。

早川委員長 竹原委員。

竹原委員 それでは、3万5,000円、端数出ているのは、お金を入れながら使っているので、10円玉か5円玉か分からへんようになって出ているのかなとは思いつ

つ、実際、3万5,000円でしたら、一回10円として3,500回、一年で割りますと、1日平均10回程度、多いときで20回、学校終わったよ、迎えに来てよというのを、みんなで並んで保護者の方に言うてるのかなと単純に思われますが。学校に携帯電話を持ってきては駄目で、それは学校内で使ったら駄目ということになっているからこういうことになってるのかな。

教育委員会として、現在、中学生でしたら、もう携帯電話、ほぼ持っているのではないかと思うんですけれども、それはまだ使ったあかんということになっているんじゃないでしょうか。

早川委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 現在、学校では携帯電話の持ち込みの許可をしておりません。

竹原委員 持込みの許可をして、授業が終わって、放課後になったら使っていいというわけでもないということではよろしいでしょうか。

早川委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 登下校でも緊急のときとかというのは利用をしていただくことになるんですけれども、持込みということで、緊急対応として持込んでいただいているところです。

早川委員長 竹原委員。

竹原委員 緊急のときに使うということになっているということですが、普通に学校が終わったので、もう6時間目、授業が終わったので、親御さんに迎えに来てくれとか、こうこうこうで遅くなるという連絡をするのは、もう学校内では使えないということになっているんじゃないでしょうか。

早川委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 はい、使えます。

早川委員長 竹原委員。

竹原委員 それでは、この公衆電話を使う人は学校に携帯を持ってきていないという方ではよろしいんですね。

早川委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 おっしゃるとおりです。

携帯電話を持っていない子どもさんについては公衆電話、また、体育館に設置

しておりますので、一般開放の方も利用されているようでございます。

竹原委員 ちょっと情報が自分の中で止まっていて、四、五年前、うちの娘がまだ通っていた頃は学校では使えないということだったので、そういうことがまだ続いているのかなと思ったんですが、もうこういうふうに改善されているということを確認しましたので、とても良いことだと思います。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 質疑なしと認めます。

これで、一般会計歳入についての質疑を終わります。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

早川委員長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。

再開は13時00分からします。

(午前11時57分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

早川委員長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

続いて歳出に入ります。

なお、参考資料として配付しております本委員会所管内訳表を併せてご覧ください。

まず、議会費に入ります。決算書の70ページから73ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 議会費なので、ちょっと物言いにくいんですけども、これはでも言うのかなあかんのかなと思って発言をさせていただきます。

決算書の71ページ、節10需用費の中に印刷製本費とあります。これは、恐らく、議会だよりの印刷の費用かなというふうに思うんですけども、昨年度か

らページを増やしたことに対応されているものかと思うんですが、そういう理解で間違いないでしょうか。

早川委員長 米原課長。

米原議会事務局議会総務課長 すみません、訂正で、今、決算が増額した理由、委員がおっしゃられたこと、もう一度、すいません、ちょっと。

中原委員 昨年度から、議会だよりのページ増に対応する予算の執行になっていると理解したらいいでしょうか。この印刷製本費のところはそういうふうに見たらいいかなということです。

米原議会事務局議会総務課長 はい、そのとおりで大丈夫です。
よろしくをお願いします。

早川委員長 中原委員。

中原委員 いや、これはちょっと、きちんと町長にお礼言わないといけないと思って、わざわざご答弁をいただきました。

懐深くご理解いただいて、議会の広報活動にもしっかり予算をつけていただいていることに、感謝申し上げますなどという言葉は私はめったに使いませんけれども、適切な予算の執行をしていただいたと思います。

それだけ言うておきたかったんです。

早川委員長 補足で、増田局長。

増田議会事務局長 補足というか、中原委員のおっしゃるとおりでして、議会だよりが12ページから16ページになったということで、号数で言いますと、議会だよりの65号から16ページになって、年度の途中で16ページになったということで、増額という形になっております。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 質疑なしと認めます。

これで、議会費の質疑を終わります。

続いて総務費に入ります。決算書の72ページから107ページをご覧ください。

ただし、84ページから85ページの、目6交通安全対策事業費及び92ページから95ページの、目10デジタル田園都市国家構想交付金事業費のうち、住

民課、建築課、土木下水道課所管分及び98ページから101ページの、項3戸籍住民基本台帳費は他の委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

大里委員。

大里委員 85ページの一番上、17備品購入費ですけれども、予算書には、外部給電器購入費99万円とありましたが、それが消えているんですけれども、その代わりに、機械器具費がちょっとアップしているんです。この説明をお願いします。

早川委員長 南理事。

南総務部理事 まず、外部給電機購入費につきましてですけれども、当初予算では99万円ついておったものが、決算ではないということで、こちらにつきましては、昨年度購入いたしました電気自動車の外部給電機、そちらを設置しようということで予算を上げておったのですが、こちらにつきましては、国の補助金を活用して導入しようとしておったんですけれども、導入時期の関係で、国の補助金が受けられなくなったと、国のほうが上限いっぱいになったということで、補助金を受けられる見込みがなくなったということで、今回、給電機のほうの購入は見送ったということで、決算には上がっていない状況でございます。

あとは、機械器具費のほうですけれども、こちらは増額、当初予算では96万円で、決算としては140万何がしということですが、こちらにつきましては、急遽、集会所における備品等が故障したということで、そういったものに予算を流用いたしまして対応させていただいたということで、増えておるということでございます。

早川委員長 大里委員。

大里委員 ありがとうございます。

続いてよろしいですか。

早川委員長 はい、どうぞ。

大里委員 ページ変わりますけれども、93ページ、18の負担金補助金のところですが、負担金補助金の下から2行目、創業支援事業補助金60万円とあるんですけれども、最初、予算では30万円だったところ、倍になっているんですけれども、これは創業者が多かったということでしょうか。

早川委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 令和5年度については2件交付しております。

早川委員長 大里委員。

大里委員 どのような創業をされた方かは分かりますでしょうか。

早川委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 1件が出張整体院、もう一件が、訪問型フィーリングサロンとなります。

早川委員長 大里委員。

大里委員 1件目、出張型、何て言うんですか、もう一回お願いします。

岡田企画政策推進担当課長 出張型整体院です。

早川委員長 大里委員。

大里委員 ありがとうございます。

岬町でいろいろこれからも創業していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

早川委員長 谷崎委員。

谷崎委員 集会所の改修などは、これ、83ページの工事費になるんですか、ちょっと分からないんですけれども。

いろいろと手を尽くしていただきまして、ありがとうございます。これ、望海坂の集会所で空調設備が故障しまして、五、六十万円かかるということで、何とかならないかという話がありまして、総務のほうでスポット空調を探していただいて、急遽つけていただきました。

急場をしのいでいるんですけれども、そういう場合、何か予備費というか、数十万円の予算が、この夏場の対策では出ないのかなということがちょっと気にかかっていまして、決算と外れますけれども、今後、そういう場合、どうされるのかなというちょっと懸念があります。

三年ほど前か、淡輪の体育館で空調設備がなかった時代ですか、故障だったかちょっと分からないんですけれども、熱中症で倒れて、そのまま亡くなったご婦人もいらっしゃったと聞いていますので、特に、夏場の空調対策は大事だと思いますので、今後、そういう場合、どういう対策されるか、ちょっとこの機会に聞いておきたいと思います。

総務の方に急遽手配いただきまして、南理事、ありがとうございました。

早川委員長 内山部長。

内山財政改革部長 私からは予備費について答弁のほうをさせていただきます。

予備費につきましては、年度途中の不測の事態に対応するものということになっております。

その不足、少額の不足に対しても、その都度、議会で諮っていただくというようなことになりましたら、かなり困難なことになりますので、その辺りにつきましては予備費で対応するということになってます。

ただ、一方で、予備費について、過度に依存しますと、議会の予算議決権を軽視することにもつながりますので、本町としましては、一般会計では、例年、500万円を計上しているというようなところになっております。

その予備費の執行については、現時点では、まだ残り半年ほどあるというところでもありますし、あとは、台風などの風水害の被災などの緊急な財政支出にも備える必要があるというところで、基本的には、予備費の支出につきましては慎重に行っていきたいというふうに考えております。

早川委員長 谷崎委員。

谷崎委員 ありがとうございます。

今回、スポット空調がたまたま見つかって、対応いただいてありがたいと思っております。

ただ、今、コスト的な面から、予防保全よりも事後保全に傾いていると思いますので、特に、民生事業などは事後保全がほとんどですので、そういう、特に、猛暑対策、そういう夏季の対策も考えて、少し空調関係とか、そういう関係、配慮願えればと思います。要望でございます。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

大里委員。

大里委員 91ページのちょうど真ん中ぐらいの、7番報償費ですけれども、出産祝い金事業報償費、これに関して490万円。これは、一人、10名の49人という形でよろしいのでしょうか。

それか、3子以上の場合、20万円があるので、総人数はどれぐらいでしょうか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

早川委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 令和5年度につきましては合計で41件あります。1子から2子が33件、3子以降が8件、合計41件となります。

早川委員長 大里委員。

大里委員 この報奨金に関しては、申請したらいただけるということでしょうか。

早川委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 はい、申請書を提出していただいております。

早川委員長 大里委員。

大里委員 先日、一般質問させていただいたときに、令和5年度は45名の新生児がいてるということで回答いただいたんですけれども、4名の方からは申請がなかったということでしょうか。

もしそうでしたら、出産届を出すときに、ちょっと一言言っていただけたらいいかなと思うんですけれども。

早川委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 町税、国民健康保険等の滞納がないことも条件の一つになっておりますので、滞納があって、条件から外れて、交付していない、補助金を出していないという事例もあります。

早川委員長 大里委員。

大里委員 滞納するにはそれなりの理由があると思うんですけれども、できるだけ交付していただけるように、またよろしくお願いします。

早川委員長 ほかに質疑ないですか。中原委員。

中原委員 先にちょっと確認ですけれども。

先ほどの、大里委員の質問で、創業支援の話ありましたよね。創業支援の事業のこと、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

大里委員は、予算は30万円だったとおっしゃったんですけれども、それで合ってますか。

というのが、予算書と見比べて、私もよく準備の中でやったりするんですが、予算書には、総合支援事業補助金というのと、創業支援事業者補助金というのがあるの。それで、決算を見ると、創業支援事業補助金なので、これは、予算でいうと150万円の予算がついていたんだが、この違いは一体何だとか思いながらちょっと見ていたんですけれども、ご説明をいただけるとありがたいなと。

ちょっとそれだけ先をお願いしたいと思います。

早川委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 創業支援事業補助金、予算額が150万円の分なんですけれども、これは町内で創業された方に対する補助金になります。予算額が30万円の創業支援事業者補助金というのは、創業支援事業計画に位置付けた特定創業支援事業の創業セミナーや、個別セミナーの経費を補助するものになります。

令和4年も令和5年も開催できてなかったんですけれども、今年は、令和6年度については商工会でセミナー等の開催をしていただけるように調整しているところです。

早川委員長 中原委員。

中原委員 いや、それなら、先ほどの大里委員の質問のときに今のような説明をいただいて、創業事業者補助金は予算の執行がないところを見ると、これは事業化できなかったんだなと思って私は見ていたけれども、予算30万円やったけれども、60万円になってるという、そこに対してきちんと理解を正確にできるように、我々に対してしていただく必要あるのかなと。間違っているときもありますやん、こっちも、私はよくあるんやけれども。

せやから、そういう情報提供も含めてご答弁に心がけていただきたいなと思って発言させていただきました。お時間いただいてありがとうございます。

正確に理解できました。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。谷地委員。

谷地委員 私、先日、監査委員という立場で既に決算審査させていただいておりますけれども、幾つかだけちょっと質問のほうさせていただきます。

一つは、先ほど、大里委員のほうから質問いただいた給電機の件ですけれども。

こちらは、もともと、令和5年度の新規事業という形で、電気自動車、公用車2台購入と同時に、災害発生時に避難所等で電気の供給を行うようにということで、そういった目的で導入をされる予定だったものと認識しています。

先ほどの説明によると、国の補助金は得ることができなかったというところで、令和5年度は導入を見送ったというご説明でしたけれども、これ、令和6年度以降に、給電機、これ導入する予定ってあるんでしたっけ。

予算に関わってくることもかもしれないですけれども、令和5年度は導入しなか

ったという経緯もあるので、その見通し等々があるのであれば教えてください。

早川委員長 南理事。

南総務部理事 令和6年度の予算におきましては、給電機の予算措置はございません。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 令和6年度の予算にもたしかなかったなと思っていたんですけども、これは、国の補助金というところは、令和6年度も、そうすると、得ることができないから予算は計上していないということなんですか。

近年は災害がすごく頻発している中で、こういった避難所での給電設備というのはすごい必要かなというふうに、令和5年度の予算計上のときは思っていたんですけども、それを、令和6年度以降も導入する予定がないというところは、それは、国の補助金が令和5年度は得られなかったけれども、令和6年以降とかも、そういったのも活用ができないからというところですか。

早川委員長 南理事。

南総務部理事 令和6年度の予算では、確かに予算措置はしておりますが、やはり昨年度の購入の見送りということで、令和6年度の予算編成の段階には少し間に合わなかったというところもあるのかなと思います。

ですので、令和7年度以降で、国の補助金の状況も確認しながら検討していきたいと考えております。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 なるほど、そうですね。これだけ災害が頻発している時代ですので、そういった対策というところは必要だと思いますし、必要だと考えたから令和5年度にも導入というところを考えられたと思うので、そこは、令和7年度以降、できるだけ導入する方向で検討していただければと思います。

続いて、83ページ、これ、令和5年度予算書の部分にも関わる部分、記載の部分で、14工事請負費で、上から四つ目、これ、多分、紙を張って記載訂正していると思うんです、この、旧連泉集会所解体撤去工事。

予算書を見たら、確かに旧の文字はなかったんです。多分、今はもう既にない集会所だと思っていて、これ、予算書のほうも、これ記載の訂正って必要ないのかなと。事業で名前が異なるというのは、これは誤解も招くし、正しく、予算書のほうも訂正が必要じゃないかなというふうに思うんですけども、この辺って

どういうふうに対応される予定ですか。

早川委員長 内山部長。

内山財政改革部長 予算書のほうが、連泉に旧がついてないということですか。

そうですね、すいません、ちょっとこれ見落としていました。

ちょっと今後、こういった旧の施設ですね、要は、廃止している施設の取扱いについては、今後注意したいと思います。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 記載に間違いがあったというところ、それは、発生したことは仕方ないかと思

うし、今後、注意していただければいいのかなと思うんですけれども、決算書と予算書で、行われた事業で、この記載名称が異なるというのはよろしくないのかなと思って、決算書を修正したのであれば、そんなに多く予算書の冊子も作っているわけではないので、そこもあわせなきゃいけないのかな。そうしないと、予算段階では旧がないから、もう集会所って普通にあったのかなというところが、実は皆さんご存知だと思うんですけれども、記載だけ見たら、決算書に旧が追加されたということは、その間に、やっぱり集会所なくなったのと、そういうふうを受け止められなくもないので、記載はきちんと正しく訂正すべきかなと思うので。

早川委員長 内山部長。

内山財政改革部長 すみません、予算書でいくと67ページのことをおっしゃっていると思います。

こちらにつきましては、ちょっとシール対応でお願いしたいと思いますので、すいません、後ほど、シールを作成させていただいて、ちょっと対応をさせていただきたいと思います。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 そうですね、ちょっと細かい部分の指摘で申し訳ないんですけれども、こういった部分は正しくちゃんと形に残す必要があるかなと思いますので、恐らく、多分、データ上も修正のほうが必要かと思うので、その辺もあわせ、対応していただいたほうがいいのかと思うので、よろしくお願いします。

あと、最後に、95ページの、12委託料の一番下のチャットボット保守業務委託料についてちょっとお伺いしたいです。

令和6年度の予算のところには特に保守契約というのはないんですけれども、

これって、もしかしたら、予算のときに説明いただいたのかもしれないですけども、この保守契約というのは何年契約でされているのかなという、恐らく、複数契約で、何か、令和6年度の予算にないのかなと思うので、そこを確認させていただきたいのと、あとは、チャットボットを実際導入されての効果って、その辺って何かしら検証されているのかなと思ってまして。

これは令和5年度の当初予算で計上されたときに、実は、チャットチャットボットを活用する以前に、そもそも、ホームページを見ていただくという、そこを促進する必要があるんじゃないかと指摘させていただいたと思うんです。

そういった取組を含めて、このチャットボットって本当に効果的なものなのかどうか、その辺は担当課としてはどういった形で認識されてますでしょうか。

早川委員長 西部長。

西総務部長 前段の部分につきまして、私のほうからご説明させていただきます。

昨日も、同じようなデジタル関係での松尾議員からご質問いただいたんですが、デジタル田園都市国家構想交付金については、三年間の保守契約も補助金の対象になるということで、チャットボットにつきましては三年分の保守契約の委託の額になっております。

それと、チャットボットの効果につきましては、先日、デジタル化のアンケートを取らせていただいた中では、チャットボットについてご存知ですかという質問に対しては、4割の方が知っていると、チャットボットを利用されたことがありますかという方については、約3割の方が利用されたことがあると。チャットボットで問題が解決されましたかという、利用した方の約8割がチャットボットを利用して問題が解決したというようにご回答をいただいております。

まだまだちょっと周知がされていないのかなということで、内容等も含めて、今後、担当課のほうで周知を図っていただきたいというふうに考えています。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 そうですね、もともと、チャットボットというところは、確かに、役場のホームページはなかなか情報が探しづらいというところで、そこを、求める情報にたどり着きやすいようにというところを補助するような目的のものかなと思うので。

まずは、ホームページにいろいろ有効な情報があるよというところを住民さんに知ってもらって、さらには、必要な情報にたどり着きやすい、補助的な機能で

チャットボットがあるよという、その両方、ホームページも見てもらふ、さらには、チャットボットという便利な機能あるよという、これ知ってもらふことが非常に大事なかなと思いますし、先ほど、アンケート結果でも、利用してもらえば、その効果は、利用者さんにとっては便利というところが、こういった市もあるのであれば、あとは、本当に周知とか、その利用促進というところが必要な部分かなと思うので、引き続き、その辺には取り組んでいただくようお願いします。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 決算書の79ページ、一番上の節は、これは18ですね。この中で、企画政策推進担当のところで、大阪観光局会費ってあります。これは、会費として払っていることが分かるんですが、この会費を使って、何を取り込まれているのかお聞きしたいというのが一つです。

それから、同じページの下から二つ目の、節13使用料及び賃借料の、危機管理担当の電話応答装置回線使用料とありますけれども、これは、いわゆる、聞き逃しサービスのことを指しているのかお尋ねします。お願いします。

早川委員長 松田課長。

松田企画政策推進担当課長（政策推進担当） 大阪観光局の会費でございますけれども、大阪観光局は、大阪の魅力を国内外に広めることで観光産業を活性化し、また、国際的な会議などを積極的に誘致して、ビジネスの交流と地域経済の発展を目的とする趣旨で設立された団体でございます。

特に、岬町の会員になっての利点としましては、ウェブサイト上での岬町の観光スポットの掲載、あと、また、SNSでのイベント情報の発信にもご協力いただいたり、また、これは今年になりますけれども、大阪国際会議場で開催された日本観光ショーケースにおいても、深日洲本ライナーのチラシ配布など、ご協力いただいているというところでございます。

早川委員長 寺田危機管理監。

寺田危機管理監 ただいまのご質問、電話応答装置回線使用料についてですが、内容につきましては、防災行政無線で放送した内容を自動録音し、放送内容を再度聞くことができるフリーダイヤルの電話につきまして、その専用回線使用料とフリーダイヤルの電話代、合わせた金額となっております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 1件目ですけれども、私はこんなんを見たら、大阪観光局とか書いていたら、大阪・関西万博と関係あるのかとか、そういうことをすぐ発想してしまう脳みそに今なってるんだけれども、それはもう一切関係なく、日常のPRだと理解したらよろしいですか。

早川委員長 松田課長。

松田企画政策推進担当課長（政策推進担当） そうですね、もちろん、大阪・関西万博に関しては大阪観光局としても応援する立場ではございますけれども、平成15年度から岬町は加入しておりまして、万博とは関係なく、もともと設立されているというような団体です。

早川委員長 中原委員。

中原委員 ありがとうございます。

もう1点の、電話対応装置回線使用料ですけれども、何か、今、答弁で、何かとフリーダイヤルとおっしゃったけれども、もう少し細かい説明をいただけますでしょうか。

早川委員長 寺田危機管理監。

寺田危機管理監 まず、回線使用料につきましては、電話応答装置専用回線使用料、ナンバーのほうですね、こちらの回線使用料につきましては、月額がおおよそ7,800円程度かかっております。

そして、もう一本、電話応答装置専用フリーダイヤル、こちらは、フリーダイヤルの基本サービス、月額2,000円に、それぞれお電話いただいた件数に応じた支払いが生じておりまして、金額の幅は、最低で3,279円から、多い月で2万262円となっております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 なるほど、そんな、フリーダイヤルの場合は、確にかかってくる件数に応じて費用が変わってくるということですね。その二種類の分を合計した使用料だということ。

要望にとどめますけれども、以前、全員協議会の場合でしたか、いわゆる、聞き逃しサービス、町内放送がよく聞き取れなかったというときに、電話して聞くサービスをやっているけれども、それがなかなかつながらなかったと。ある人は、20回かけてやっとつながったという方がおられて、粘り強い人だなと思って、

私、そこまでよう何回もかけなかったですけども。

やっぱり回線を増やす必要が、災害時のことを考えた場合に必要なんじゃないかなということで、要望しておきたいと思います。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。谷崎委員。

谷崎委員 79ページの、需用費の印刷製本費なのかな、直接これとは関係ないんですけども、要望。

回覧というのは以前から回していますね。コロナのときには回覧文書がなくなっていたんです。前に本会議でも要求したことございますけれども、それを、コロナが終えんしたという形で回覧が復活したと。区のほうでは回覧をなくしていますので、最大で20ページほど、15ページから20ページにするという、紙を10枚差し込むのが増えるんです、両面で。それをしているんですけども、非常に住民の方に喜んでいただいていますけれども、コロナが明けて、回覧をなくす必要があったのか、紙代と、リソグラフとか、そういう印刷で十分だと思うんですけども、そういうのを各課でしていただいて、印刷の費用でできるようにならないのかなというのが一つ要望です。

今、区のほうで紙を持ち込んでやっていますけれども、回覧というのを、いまだにまだコロナとか感染症言われていますけれども、なぜなくしたのかなと、役場の経費だけの問題なのかなと。各課ですれば、全くそんな時間かかるもんじゃないです。20ページ刷ったって、一時間で全部私は今済ませていますので。

そういうことも、もうちょっと確実に、回覧よりも、不在があっても確実に届くという意味では、全員に、区に入っている方、自治会に入っている方全員に確実に届くという意味では、何らかの印刷物の形であったほうがうれしいと思いますけれども、そういう考えはどうでしょうか。

早川委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 委員おっしゃられているのは各戸配布の件だと思うんです。

コロナの期間中は全て各戸配布にしていたんですけども、各戸配布にすると、町内で、多分、6,000件分ぐらいの印刷が生じるんです。それを、コロナも明けたので回覧に変えました。

回覧だったら、岬町の世帯数だけで、印刷の紙代等も済むので、それと、あと、配送なんですけれども、今、シルバーさんに配送をお願いしているんですけど

も、全て各戸配布の量になりますと、なかなか量も多くなって、配送のほうもちょっと業務が大変になるので、現在、回覧でできるものは、各戸配布ではなくて、回覧でお願いしているところです。

早川委員長 谷崎委員。

谷崎委員 重々分かっておりますけれども、コロナのときにやった対策をそのまま延長すべきではないかというのが要望でございます。

早川委員長 要望でよろしいですね。

ほかに質疑ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 私からは1点だけ、81ページです。会計管理費のところの委託料、指定金融機関業務委託料ということで。

当初は、当初というか、数年前までは本当に要らなかったものが、このように高額になって、また、令和6年度からは、もう窓口の指定金融機関を廃止したということでございますが、過日、消防組合議会においてもこういう議論がありまして、大変なことになっているといったことでございましたが、現時点で、指定金融機関がなくなって、影響というのはどれぐらいあるのかな。これだけ払っても、やっぱりしておいたほうが良かったものなのか、なくても対応できるものなのか、教えていただければと思います。

早川委員長 森副理事。

森副会計管理者 指定金融機関の業務委託料についてでございます。委員ご指摘のとおり、令和5年度から指定金融機関の派出窓口がなくなって、現状、税金等を役場に納めにこられた場合は、会計課の職員が対応して、お金を収受して、領収印を押すというような形をさせていただいています。

また、今まで、派出で銀行から来ていただいていたときは、その中で日計表を作っていたいたり、あと、収入を持ち帰っていただいたり、そういったことをしていただいております。現状、派出の職員さんがいらっしゃらないので、会計課の職員のほうで、毎日、指定金融機関の窓口のほうに行ってお金を入金したり、あるいは出金の依頼をかけたりということでさせていただいております。

そういった意味では、かなり、こちら、役場のほうには今までなかった負担が増えておるんですけれども、例えば、これを、今、550万円お支払いしてます

けれども、例えば、これをやめてしまうと、もう途端に支払い業務とか、そういったことが、一々、銀行にお金を払って、やらないといけないという形になるので、令和4年度までは300万円でしたけれども、今、550万円という形で上がっておりますけれども、引き続き、指定金融機関の委託料というのは必要かなと思っております。

早川委員長 西部長。

西会計管理者 少しちょっと補足をさせていただきたいと思うんですけれども。

もともと、この指定金融機関については、町の収入、支払いの業務全般を担っていただいているというところです。かつては、指定金融機関になるというのは銀行の名誉というか、地域貢献という意味合いもあって、無償で引き受けてくれていたというのがほとんどです。

しかしながら、昨今の低金利の中で銀行の経営環境の厳しさが増してくる中で、業務に係る費用を自治体に求めるという動きがもう全国的に広まってきております。また、国においても、必要な経費はちゃんと支払いなさいよという通知もされている中で、指定金融機関からは、必要な経費の支払いを受けなければ、もう辞退するというような状況になりました。

その中で、中口副町長、私も含めて、指定金融機関3行あるんですけれども、3行ともいろいろ交渉してくる中で、当初は、1,000万円を超えるような経費を求められておりました。当然、今まで、300万円で済んでいたやつを、1,000万円も払うというのは当然できませんので、苦肉の策として窓口業務を閉鎖させていただく。それから、今言うたように、銀行間のやり取りを直接こちらのほうからさせていただくという交渉の中で、550万円というような金額で合意ができたところです。

ただ、この金額も、平成6年10月から、今まで、無料でありました銀行間の公金の取扱手数料が有料化されるようになりまして、さらにその分の負担を金融機関から求められております。これにつきましては、金融機関との交渉を経て、何とか額を抑える中で一定増やさせていただいておりますけれども、引き続いてやっていただけるということで約束をいただいているということで、今後、ますますこういう銀行のほうからもシビアな交渉が求められてきてますので、経費的なものが膨らんでくる可能性があるという状況にあることをご理解いただきたい

と思います。

早川委員長 竹原委員。

竹原委員 なるほど、そういうことでしたか。

とにかく、金利が低いので、銀行さんも経営が大変なのかなと理解します。

自治体としまして、一番また良い方向で話をまとめていただければと思いますので、交渉のほど、よろしく願いいたします。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 決算書の83ページ、節12委託料の中で、6番目に、町有地草刈・伐採委託料672万7,850円という執行が記載されております。これは、例えば、自治区などから町有地の草刈りをしてくれと要望があったりとか、そういうものに対応するものと理解していいのかということが1点目です。

それから、同じ節の中で、下から3番目の、たんのわ海浜会館清掃業務委託料70万円とありますけれども、これは、委託先を改めて確認したいということと、それから、毎年、この金額が支払われてきたように思っているんですけれども、何というか、例えば、深日会館とか、港会館とか、同じようにその地域の中の会館というのがあるんだけれども、成り立ちが、少し、たんのわ海浜会館は経過が違うということなのかなという気もするんですけれども。

これ、どうしてたんのわ海浜会館だけが清掃業務委託料という形についているのかなと。ほかの会館との違いというか、その辺りがちょっと不思議に思ったので、お聞きしたいというのが2点目です。

それから、ちょっと単純な質問で申し訳ありませんけれども、一番下の、節14の工事請負費の中で、三つ目に東地区フェンス設置工事とあります。それから、下から3番目に集会所舗装工事というのがあります。これが何だったかしらと思って、内容について教えていただきたいと思います。

あと、最後に、その14の節の中の一番上、旧多奈川保育所屋上防水工事ですけれども、あそこは、倉庫と言いが適切かどうか分かりませんが、行政文書などを保管する場所としても活用されていると以前聞いた記憶があるんです。

そういう意味では、きちんと整備して、今回のような防水工事なども必要なんだなと思って見てたんですけれども、今後の活用についても、ちょっとそろそろ考えていかないといけないのかなと。これからは今の利用と同じような利用をし

ていくということでお考えなのか、別の活用方法をお考えなのか、この機会にお聞きしたいと思います。お願いします。

早川委員長 南理事。

南総務部理事 まず、1点目、町有地草刈・伐採委託料ということですが、こちらにつきましては、総務課のほうで管理しております町有地の草刈りがメインとなります。あと、そういった土地の地元自治区等からの要望に対して実施している、草刈りや樹木の伐採などを実施している部分になります。

2点目の、たんのわ海浜会館清掃委託料につきましては、こちらは、委託先につきましては、たんのわ海浜会館の運営委員会さんにお支払いしているところでございまして、年二回、日常の清掃ではなく、大きな清掃ですね、大規模な清掃を年二回やっただいていただいているところでございます。

他の集会所の委託はなくて、ここだけなのかというところですが、中原委員おっしゃるとおり、いろいろな集会所、幾つかありますが、それぞれ経営、成り立ち等が違いますので、こちらにつきましては、町のほうで、今現在、直営という形で運営しておりますので、町のほうで清掃委託を行っているというところでございます。

あと、次に、東地区フェンス設置工事につきましてですが、こちらは、多奈川谷川の東地区の町有地にメッシュフェンスというのを設置。ちょうど、多奈川の東の新しくキャンプ場ができた場所あるんですが、その近くに町有地ののり面がありまして、そこにメッシュのフェンスを急遽つけさせていただいた分になります。こちら、ちょっと予算がなかったんですが、3万8,000円ということで、流用という形で対応させていただいております。

続きまして、集会所舗装工事、こちらにつきましては、中孝子の集会所前の舗装工事と、下孝子の集会所前の舗装工事の2件となっております。それで、28万5,400円となっております。

最後、旧多奈川保育所の屋上の防水工事です。こちらにつきましては、旧の多奈川保育所の陸屋根のほう、接合部から雨漏りがあったということで、防水工事を行ったということになっております。

今後の活用方法につきましても、今現在、書庫という形で使わせていただいておりますので、基本的には、書庫として活用していきたいと考えております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 2点目にお答えいただいた、たんのわ海浜会館の清掃業務委託料ですけれども、いきさつが何かしらあって、ほかの会館とはちょっと違う、直営ということです。年二回、大規模清掃を行っている。ほかの会館については、会館の運営費だったり、大規模な改修などが必要なときは、それにそれぞれ対応していくということなので、それは一緒だというふうに思うんですけれども。

これは、建設時にこういった約束がなされているということなのではないでしょうか。運営委員会に対して、これ、しかし、清掃業務委託料、年二回、これ清掃業務だけの委託費なんですか。日常管理はまた別なのかな。日常管理は別のところにお金がかかっているんですか、ちょっと教えてください。

早川委員長 南理事。

南総務部理事 たんのわ海浜会館につきまして、こちらの分につきましては、あくまで、清掃の委託費というところでございます。

早川委員長 中原委員。

中原委員 そうしましたら、設立時に、年二回、こういう大規模な清掃を行いますということ、何て言うかな、約束事として決めているということなのではないでしょうか。

早川委員長 南理事。

南総務部理事 申し訳ございません、設立時にあった約束かどうかというのは、すいません、ちょっと今資料のほうがないので分かりませんが、こちらにつきましては、かなりもう古くから実施しているというふうに伺っております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 これ、別に悪いことじゃないと思っているんです。ただ、こういう事業は、どこの会館だったり、施設だったり、どこもかしこもこういう手当を、本来、知っておくべきじゃないのかなと思うんです。

年二回で70万円ということは、一回当たり35万円かけて、恐らく、プロの人に清掃してもらうということかな。実際にはどんなことがなされているのか、よく分からないんですけれども。

やっぱり箱物行政が、以前は本当にば一つと全国で進んで、その後、維持管理が今物すごく大変になっていますよね。だから、過去に建てたものをいかに大切に使うかという時代に今入っているわけじゃないですか。そのことを思ったら、

この予算の執行は、何というか、文字で見る限り、また、今聞かせていただいた範囲で良いものだというふうに私は単純に思うわけです。

だけど、じゃあ、不公平はないのかと。ほかの建物だって、これと同じような丁寧な維持管理がなされるべきなんだけれども、どうしてここだけ、よそでやってないとしたら、私はよそでやっていると思ってないけれども、どうしてここだけそういう手厚くなっているのかなと不思議に思ってしまうんですが。

早川委員長 西部長。

西総務部長 このたんのわ海浜会館の設立の歴史というのは、中原委員もいろいろ経過があったということでご質問いただいたところなんですけれども。

もともと、淡輪中継ポンプ場の設置に当たっての地域への貢献をするために、要望のあった会館をつくったというところですよ。

ただ、その運営までが話合いができておらず、結局、地元で管理するのか、どうするのかと宙ぶらりんな状態になって、結局、ほかの、深日会館とか、港会館については、地元の自治会館という位置付けの中で自治区が管理していただいているというところですが、たんのわ海浜会館については、地元自治区ではなくて、町が直営して管理するという中で運営を今しているところです。

先ほどの、そういうほかの部分についてというところについては、自治区のほうに集会所の運営補助金というのを支出させていただいておりまして、その中で、一定の、大規模な施設等については加算をさせていただいて、そういう清掃とかに必要な経費を支出させていただいている。こちらについては町の直営ということがございますので、町のほうで委託という形で出しているということでご理解をいただけたらと思います。

早川委員長 中原委員。

中原委員 今、運営補助金、それから、大規模な施設については加算を行っているということでありました。

では、その加算の額が、今、私が言っている清掃業務委託料と見劣りしないというふうに言えますか。

早川委員長 西部長。

西総務部長 ほかの施設については、得られている収入とかも合わせて、そこから上乗せする経費になっておりますので、ここまでの大きな額の支出にはなっておりませ

ん。

早川委員長 中原委員。

中原委員 私も詳細よく分からない部分がありますので、また勉強させていただきたいと思います。

引き続き、質問、いいですか。

早川委員長 はい、どうぞ。

中原委員 このページでほかにお答えいただいたところは分かりましたけれども、東地区のフェンスの設置工事というのは、場所はあの辺なのかなとか思ったんだけど、どうしてフェンスが必要になったのかということをお聞きしたい。

これは、補正予算対応とかではなかったということなんやね。

いや、私、よく、この決算のときは特に、これ何か分かんけれども、もしかして、補正予算のときに説明を受けているんじゃないだろうか、それを二回目聞くの悪いなとか思いながら聞くんだけど、これは初めて聞くことだったんだと思って、ちょっとほっとしながら先ほどのご答弁を聞いておりました。

必要になった理由をお聞きしたいのと、それから、中孝子の集会所前の舗装工事、これは補正予算で私たち聞いていたのかしら。ちょっと一応これも確認させていただいておこうと思います。

舗装工事というのは、集会所の前、ということは出入口の辺りということかな。舗装工事ということは、集会所の前だとしたら、その前の路面に不具合があって、それを舗装したと、そういう理解をしておいたらいいか、念のためお聞きしておこうと思います。お願いします。

早川委員長 南理事。

南総務部理事 東地区フェンス設置工事につきましては、地元のほうからの要望によりつけたというところでございます。

集会所舗装工事のうち、中孝子集会所前舗装工事につきましては、場所については、中孝子集会所前の旧のグラウンドの中に、中孝子集会所への進入路の舗装を実施させていただきました。舗装面積は約14平米になっております。

あと1点、こちらにつきましては、補正予算ではなく、令和5年度の当初予算での計上となっております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 ありがとうございます。

東地区ののり面のフェンスの設置工事、地元からの要望に応えたものだということ、地元からどういう要望があってフェンスを設置することになったのか。地元要望に応えるというのは大事なことだなと思うんですけども、まあ、なかなか地元要望も、本当に町は何か全然やってくれないとかいう区長さんもおられて、町としてもご苦労されているところだと思いますけれども、ここはどのような要望があって、例えば、緊急性が高いとか、何かあったのかなと。どのような要望かお聞きしておきたいと思います。お願いします。

早川委員長 南理事。

南総務部理事 こちらにつきましては、山からイノシシが入ってきてのり面を荒らすということで、それが入らないようにするためフェンスを設置したということで、地元からの要望ということでございます。

早川委員長 中原委員。

中原委員 ありがとうございます。

引き続きお尋ねします。

決算書85ページ、このページの一番下に報償費とあるんですけども、ここにあった公民連携推進事業報償費、予算としては1万8,000円つけてあったかなと思っているんですけども、それがなくなっているのはどういうことか。

もともとはこういうことを考えていたんですけども、こういう理由に基づいて未執行になったという説明をいただきたい、未執行だったとしたらですけども、いただきたいと思います。お願いします。

早川委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 公民連携推進事業報償費につきましては、公民連携で連携協定を結んでいるところと事業をするときに、例えば、令和3年度は、広報アドバイザーに来ていただいた際の報償費としてお支払いしてたんですけども、令和5年度には事業がありませんでしたので、予算を執行していない状況になっております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 続きまして、87ページの、節10需用費の中でお尋ねします。

デジタル推進課の消耗品費、これが何だったかなと思って、510万円何がし

ということですが、過去に説明をいただいていたら申し訳ないんですが、ご説明をいただきたいということと、それから総務課の消耗品費のほうは予算では447万2,000円だったのが110円に執行としてはなっているんです。先ほどのデジタル推進課の消耗品費との関係があるのかもしれませんが、この点についてご説明をいただきたいと思います。

それから、節12の委託料の一番上にデジタル推進課情報の中に住民情報システム改修委託料とあり、この改修の内容についてお聞きしておきたいと思います。

それから、このページはあと1個なんで聞いてしまっておこうと思いますが、下のほうの節13使用料及び賃借料の下から二つ目、アンケート行政手続電子申請システム使用料とありますので、これでどんなことに取り組んだか、昨年度の実績をお聞きしておこうと思います。お願いします。

早川委員長 光岡課長。

光岡デジタル推進課長 まず、1点目の消耗品費につきましては、令和5年度決算では、トナー代やプリンターの交換部品キット、あるいはプリンターのドラムといったようなものになっております。

早川委員長 南理事。

南総務部理事 総務課の予算で当初予算が440万円ぐらいということで、決算が110円ということでなぜかということですが、こちらにつきましては、令和5年度の予算編成時、予算書作成時におきまして、デジタル推進課がまだなかったということで、総務課からデジタル推進課に業務のほう移行した部分がございます。そちらほとんどがデジタル推進課に移っているということでございます。

早川委員長 光岡課長。

光岡デジタル推進課長 12の住民情報システムの改修委託料につきましては、令和5年度に行いました文字同定支援業務ということで、デジタル基盤改革支援補助金10分の10を受けて、システムの標準化に向けて文字を標準文字に同定していくという作業を行ったというものになります。

最後に、アンケート行政手続電子システム使用料につきましては、こちらL o G o（ロゴ）というシステムを活用しまして、アンケートですとか、行政手続の電子化に取り組んだというものになります。例えば、先ほどちらっとお話もありましたようなデジタル化に向けてのアンケート、こういったものもL o G o フォ

ームを使って取り組んでおるといふところになっております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 住民情報システム改修委託料の説明で、文字同定とおっしゃったんですけど、どんな漢字、漢字を聞いたら意味分かるかな。何かどういう作業なんだろうと思って聞いていたんですけども、もう少しご説明いただけるとありがたいです。

早川委員長 光岡課長。

光岡デジタル推進課長 失礼しました。文字同定作業でございまして、同じ定めるの文字同定作業になります。システムの標準化におきましては、国の定めた標準文字、MJ明朝というフォントを使うことになっておりますけれども、これを従来住民情報システムで使っている文字と新しい標準文字の、これとこれの文字は同じであるという同定作業をするといふものになっております。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 決算書の89ページ、上のほうの節17備品購入費の機械器具費5万9,761円、この説明をいただきたいと思います。先ほどお答えいただいたように、予算のときは、デジタル推進課という名前がなかったものですから、この課として何をご購入になったのかなと思ってお尋ねするものです。

それから、その下の節18負担金補助及び交付金の中でグローバル人材育成支援補助金、これは非常に前向きな事業だなと思っで見せていただいておりますが、予算30万円に対して30万円の執行ということになっていて、これは、より増額が必要なものといふふうに見るべきなのかなかなと思っで見えていたんですけど、いかがかということが2点目です。

それから、今言ったグローバル何とかといふものの二つ下、万博首長連合負担金、これは予算書ではちょっとなかったやつかなと思っているんですけど、昨年度の途中でこの連合に加入されたといふことになるのか。それから10万円といふ負担金になってはいますが、この万博首長連合といふのはどんな取組をされているのか、お尋ねしたいと思っます。お願いします。

早川委員長 光岡課長。

光岡デジタル推進課長 中原委員からのご質問にお答えします。

89ページにございます備品購入費、機械器具費につきましては、こちらスクヤナー1台の購入費用となっております。令和6年4月から財務会計システムに

おきまして電子決裁することとなりまして、これに先立って会計課において証拠書類をスキャナーで電子化するために導入したものでございます。こちらにつきましては、当初予算にはなかったんですけれども、予算流用で対応したという次第であります。

早川委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 まず1点目、グローバル人材育成支援事業補助金につきましては、予算で3件分を上げてました。執行状況も3件ありましたので、もう少し予算の確保に努めていけたらなと思っております。

2点目の万博首長連合負担金についてです。首長連合の活動の内容としては、2025年の関西万博を目指して自治体や企業が連携することによって、世界に向けた地域文化の発信や地域の未来づくりを支援するなど日本全体の発展を行うことを目的として活動されております。地域活性に係る情報共有に関することや、会員同士のネットワーク構築に関することなどが事業の内容になっております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 グローバル人材育成支援補助金については、増額が必要な感じにお見受けしておりますので、ぜひ、さらに活用していただける方が増えるように、後押しになるような応援を町としてできるようにしていただきたいと要望しておきたいと思います。

それで万博首長連合負担金、これは何か岬町にもメリットありますか。

早川委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 これまで、つなぐ紡ぐプロジェクトというのを首長連合が開催してるんですけれども、ミャクミャクを配置したポスターをデザインしていただきました。デザインしていただきましたポスターデータをいただいて、町で印刷して町内の施設に掲示させてもらってるのと、首長連合のホームページにおきましても、町の情報とともに発信していただいているところです。

また「万博弁当プロジェクト」というにも参加させていただきました。岬町は「陸水」の美咲サーモンと「ブルーベリーファームみさき」のブルーベリーが万博弁当の材料として選定されまして、首長連合の総会や500日前のイベントにおいてお披露目されて、素材のPRとともに町のPRもしていただいたところです。

早川委員長 中原委員。

中原委員 つい何か万博ってついとったら、ふんと思ってしまいますけれども、いいこともあるんやなど、そういうことも分かってよかったです。

それから、同じページでちょっとあと2点ほどお聞きするんですけど、目8の人権啓発費の1報酬、それから7の報償費、これは予算化されていたものが全て未執行ということで不用額になっているんですね。要するに、計画していたけどできなかったということかなと思ってるんですけど、これやっぱ問題じゃないかなと私自身は思ってるんですね。

これ答えてくれるのは蟻馬副理事でしょう。蟻馬副理事が昨年度いなかったから、いなかった人に答えさせるのは気の毒だけれど、特に報酬で、これ報酬はあの二つのものを予算化されてたわけなんですね。そのうちの 하나가、男女共同参画の審議会の委員会の委員報酬なんです。特に、何というかどういふのかな、開催しなくていいんだったらいいんだけど、予算化されているということは開催をしようと思ってたんだと思うんですね。時代から考えても、これは開催しなければならなかったんじゃないのかしらって思うんだけど、それはできなかったのかな。その辺のご事情聞かせてもらおうと。

これもう1個ね、その報酬の中で設けられていたのは、いじめ問題の対策連絡協議会の委員報酬なんです。これは開かれなかったということは、結果的に見ると、開かなければならないような深刻ないじめ事件が発生しなかったということというふうに見たらいいのかなというふうに思っているから、そっちは予算取りはしてて、してたけど執行しなくて済みましていいんかなって思ってるんですけど。男女共同参画は、これは不用額に丸々ということでよいのかなと疑問を感じていますので、ご事情をご存知でしたらお聞きしたいと思います。

報償費は、これは何が予定されてたのかちょっとよく分からないんですけど、未執行になった事情も合わせてお尋ねしておきたいと思います。お願いします。

早川委員長 蟻馬副理事。

蟻馬総務部副理事 まず、1番の報酬のほうですね。こちらにつきましては、今も中原委員からおっしゃっていただきましたように2種類ございまして、1点目は、男女共同参画審議会の委員報酬、もう一点が、いじめ問題対策連絡協議会委員報酬という形で両方予算を計上させていただいておりました。

しかしながら、令和5年度につきましては、会議を開催する予定で委員との連絡調整準備等に入ったものの、それに少し時間を要するような結果となっており、残念ながら年度内での開催ができなかったとお伺いしております。

続いて7番の報償費につきましては、男女共同参画関係の記念講演会を行う講師謝礼、また、その関係の講座に関する講師謝礼、その際の一時保育、そういったものの講師謝礼を計上されていたところでございますが、こちらに関しまして、令和5年度につきましては、残念ながら開催のほうができなかったというふうに伺っております。

早川委員長 西部長。

西総務部長 蟻馬が今年からということで、答弁してもなかなか言いにくいかなと思いますので、私のほうからまずもって、この二つについては男女共同参画といじめ問題の会議ということで、本来であれば、定期的を開催をするべきものというふうに認識しております。3月という年度末迫った時期で開催を予定する、担当としてやる気があるのかというふうにおしかりを受けてもやむを得ないと私も認識しておりまして、男女共同参画についての重要性、それからいじめ問題に対する重要な人権問題という認識を持って仕事をしているのかとおしかりを受けてもやむを得ないと思っております。それはもう担当しております私の指導不足ということで、まずもっておわびをさせていただきたいと考えております。

今回、いじめ問題については、8月に蟻馬のほうが開催をさせていただいて、いろいろな情報の共有等もさせていただいております。また、男女共同参画についてもですね、いろいろ積み残しの問題も多々あると認識しておりますので、会議等において、十分委員の皆様からご意見をいただく中で、対応していかなければいけないということを考えておりますので、改めまして担当課のほうは厳しく指導してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

早川委員長 中原委員。

中原委員 パワハラにならんように厳しく指導をよろしくお願いいたします。特に、蟻馬副理事は来たばかりやから、蟻馬副理事には責任ないもんね。今後、何か西部長から今の謝罪の言葉いただいたけれど、何か前も似たようなことがあったね。これは問題だな。もうあんまり口うるさく言うのもどうかと思いますけれど、非常に残念だし、岬町がよそに後れを取らないようにというのは思いますね。

男女共同参画だけじゃないですけど、ジェンダー平等をどう実現するかとか。前も何かどこかでお話ししたことがありましたけど、やっぱりジェンダー平等が実現している例えばこの庁舎内の職場環境がそうなら、恐らく働いている皆さんの能力が非常に発揮できる環境になっていくと思います。ハラスメントをなくすというのはそういう意味でもあるんですよ。それぞれ皆さんが一人一人能力や個性をもっといいものをお持ちじゃないですか。それが例えばハラスメントによって蓋をされてしまう、心理的安全性という言葉が、経済分野で非常に最近というかちょっと前からはやっていますけど、それぞれの持ち味を生かして仕事をする、そのことがその会社の発展につながる。要はもうけにつながるというのが、経済界でもう当たり前のことになっているわけですね。

だから、働く環境をいかによくするかということにもつながっていくような、その男女共同参画というのはそういう側面もあると思いますので、ぜひ何かやらないといけないとかいうふうに思うんじゃなくて、前向きな課題として取り組んでいただきたいし、計画を立てたものは計画どおりに実施できるようにと、できないのであれば、そこに何が課題としてあるのか、人手不足なのか、過重負担過ぎるのか、そういうところの解決をしていくとかね、いろいろな視点からお考えいただいて、西部長が、こうやって2回も同じようなことをね、言わんでええようにしたってほしいと思います。

引き続きお尋ねしていいですか。ありがとうございます。

次のページの91ページなんですけど、上のほうの節12委託料で人権推進課のところで、10万円人権研修委託料とあります。これは何か私自身も参加したやつかなという気もしているんですけど、これ予算ではもともと取ってなかったんですよ。これは、何をどの研修のことかなと思ってお尋ねしたいというのが一つ。

それから、同じその委託料の中に、予算化されてたけど決算には上がってこない項目があります。配偶者等虐待防止緊急一時保護、何だろう、自分で書いてて読めない、何とかというのがありましたね。予算のときはあったんです。2万4,000円、これは恐らく緊急避難ですね、DVなどが発生したときの緊急避難への対応かなと思って、決算に出てきていないということは、そういった案件に対応せずに済んだということなのかと見てます。そういう理解でいいかどうかということと、それから、この予算がその執行されたとしたら、これ具体的に

はどういうことを行うことになるのか。緊急一時保護というのは、具体的にはどういうことをするのかということをこの機会にお聞きしておきたいと思います。

早川委員長 蟻馬副理事。

蟻馬総務部副理事 まず1点目ですが、12委託料のほうで人権研修委託料10万円の内容はこれ何でしょうかということで、先ほど中原委員がおっしゃっていたように、私も参加したあれでしょうかということですが、そのとおりでございます。3月28日に開催させていただいた分の委託料となっております。こちらの予算のほうは、当初はこちらに計上はなかったのですが、別のところで委託料を計上しており、未執行であった部分が流用できる状況でしたので、そちらのほうをこちらの人権研修の委託料に流用させていただいた上で、この研修を実施させていただいたという、そういう流れでございます。

それとあともう一点、おっしゃっていただいた配偶者の関係です。委託料ですね。配偶者等虐待防止緊急一時保護委託料2万4,000円ということで、こちらの委託料は例年、もし緊急事態があった場合に、配偶者のからすぐ引き離さないといけないというような状況が起こったときに一時保護をする形もので、予算は例年計上させていただいているのですが、実態として、そういう事態が発生しなかったら未執行になるというのが通例という形になっていまして、令和5年度におきましては、こちらの一時保護の委託料を使うという案件はなかったということでございます。

早川委員長 中原委員。

中原委員 緊急一時保護の必要性がなかったということで、これ、もし緊急一時報告が必要だとなったら、例えば私がDV被害を受けて逃げたいというときに相談するじゃないですか。では私に対して何をしてくれる委託料か、委託料だから余計よく分からなくて、どういう手だてがとられるのかということを聞きたいと思います。

早川委員長 蟻馬副理事。

蟻馬総務部副理事 こちらのほうは緊急の一時保護ということで、ふだんであれば大阪府に女性相談センター等がございますので、そちらのほうにこういう事態が生じたという形で、大阪府のほうで保護施設というのがございますので、そちらのほうにご案内させていただくのが筋かなというふうに思われます。

ただ、その大阪府が連絡が取れる状況ではない場合に、そちらに連絡がつくま

での間、短期間の一時保護を求めるところが必要ということで、こちらに関しましては、岬町で民間の事業所なのですけれども、そういう契約を結んでいるところであり、そちらのほうに短期間一旦避難いただくという、そういう流れになるというふうにご理解いただければと思います。

早川委員長 中原委員。

中原委員 ありがとうございます。

私もDVの相談を受けたことがあったので、そういうふうに緊急避難しないといけないときはそちらへ相談して、対応していただけるということが具体的に分かってよかったです。ありがとうございます。

それから、同じページで下のほうですけど、節1 1 役務費の中で地域おこし協力隊募集広告掲載料というのが予算化されていたんですね、36万6,000円これがなくなっているんですけど、これは必要なかったということなのかお聞きしたいというのが一点と、それから、一番下のお試し居住用浴槽撤去業務委託料、これは一体何なのか教えていただきたいと思います。お願いします。

早川委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 地域おこし協力隊の募集につきましては、当初、ネットの有料サイトでの募集を計画してたんですけども、無料サイトにおいて募集をいたしましたので、予算未執行になっております。

もう一点、お試し居住用浴槽撤去業務委託料についてですけども、今まで府営住宅の一室を借り上げて、お試し居住の事業を行っていましたが、利用者が少ないのと、クーラーがなくて、夏場クーラーや網戸まで本人さんに用意していただかないといけないので、なかなか1年間丸々使ってもらえる期間がありませんでした。一度見直したいと思ひまして令和6年度においては、お試し居住の事業を休止している状況です。府営住宅を借りてたのをやめるために、最初に浴槽を設置したので府営住宅にお返しするために浴槽を取らないといけなかったのも、その撤去費用になります。

早川委員長 中原委員。

中原委員 そうだったんだなと思いながら聞かせていただきました。

もう一点目の有料サイトで募集をかけようとしていたのが無料サイトでできるようになったと。これは職員の皆さんの努力によるところかなと聞かせていただ

いておりました。

2点目の説明からいくと、お試し居住というのは、ほかのどこにもあったけど、これは結局のところ、昨年度においては実績がないという理解でいいのか、クーラーがなくても住める時期にはあったのかな。

早川委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 去年の実績としましては、1件の利用がありました。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。谷地委員。

谷地委員 私から、先ほど中原委員のほうから質問があった報償費の報酬のところ、いじめ問題対策連絡協議会の委員報酬が実際これ執行されなかった件について、もう少しお話しさせていただきたいと思うんですけども、こちらは令和5年度、実際なかったというところで、先ほど西部長のほうから謝罪の言葉等もありましたけれども、これ実際に令和5年3月議会のときに、大里委員から、いじめ問題というところで非常に重要な会議で実際に大里委員も委員として参加したこともあるというところの中で、委員会開催自体が1回じゃ少ないんじゃないか、2回ぐらい必要じゃないかとか、あとは2月に開催されるけれども、そうするとその年度での状況報告は終わっているから、もう改正の時期とか、あとはその趣旨とか、会議の進行の仕方とか目的とか、そういったところを含めて見直したほうがいいんじゃないかというところの意見があったようなものなんですね。

けれども、実際そのときの担当は議会事務局の米原課長、それも、その年度に担当が替わったばかりで、今年度、蟻馬課長替わったばかりという方で、結局担当も行政なんでローテーションあるの仕方ないと思うんですけども、そういったところでのいきさつ、引き継ぎというところが、なかなか1年間だとうまくいけないという、そういった問題もあるようなところで、今回令和5年開催されなかったのかなと思っているんですね。

けれども、やっぱりいじめ問題って、皆さんご存知のとおり全国的に不登校が過去最高30万人言われていて、子ども自殺も過去最多と言われている中で、すごく人権問題というところは重要な課題だと思うんですね。そこで、開催されなかったというところは、非常に問題として大きいと思います。

今年度は、先ほど報告があって8月に開催されました。その際、実は私は別の立場で委員として参画してるんですけども、その会の進行の仕方に関しても、

課題はあるなと思いますし、これが年1回改正だったらあまり意味をなさないんじゃないかなと思っています。年1回開催というところに関しては、大里委員だけじゃなくて、以前にもほかの委員からも指摘があったと聞いています。

ほかの自治体では年2回、ないし3回開催しているところがあるという中で、ここに関しては本当にしっかり考えていただいて、会の趣旨、目的は何なのか。せっかくその関係、いろいろな警察とか、あとは児童相談所とか、いろいろなそういった専門の方とかも参加している中で何を話し合うのかという、そこをしっかりと考えて、この会というところを開催して、本当に子どもたちのいじめ防止というところにつながるような会にしていきたいというふうに思います。

これは要望という形ですけれども、昨年開催されなかったという、西部長もすぐに、そこに対して謝罪いただいたというところで、その重大性というところは十分認識されてると思うんですけれども、改めてここについてはきちんと町全体として考えていただきたいと思います。これは要望というか意見になります。

早川委員長 西部長。

西総務部長 谷地委員のおっしゃるとおりですね、いじめ問題というのは非常に大きな人権問題ということで我々も認識しておりまして、その大事ないじめ問題会議が開催できなかったということについては、また改めておわびをさせていただきます。

もともとこの会議については、3月の議会の中でも3月中にということでお話しをさせていただいてたと、ただ、これまでのコロナの中で書面開催がずっと続いてきた中で、なかなか委員さん顔を合わせてという会議の経験がなかったというところも一つ大きな問題とっております。

また、委員のほうの選任という問題もございまして、実は今回もできるだけ年度の早いうちに開催をするようにということで、準備をさせたんですけれども、出てきた委員のメンバーを見ると、男性の委員さんばかりなんです。何とかその女性委員を入れられないのかと、男女共同参画を推進している部署でもありますし、女性委員を入れるようにということで担当課長のほうには調整をさせたんですけれども、PTA学校代表の中とかも含めて、何とか調整できないかということで調整をお願いしたんですけれども、できずにずるずるときたということで、あまりまた期間置くのは問題ということで、8月に取りあえず、取りあえずって表現悪いですが、まずは開催しろということで開催をさせていただいたという経

過でございます。

その中でいろいろ問題点もご指摘をいただいておりますので、それらを踏まえて今年度対応できるものは直ちに対応させていただいて、また、次年度以降の分については必要な予算等も要求をさせていただいて対応させていただきたいと。おっしゃるように、年度末というんじゃなくて年度の早い時期と、それでその年の終わりの時期ぐらいの2回ぐらい最低でも開けるように、今後調整をさせていただきたいと考えております。誠に申し訳ございませんでした。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 決算書の93ページ、一番上の節の中の下から二つ目に仮称デジタル田園都市構想総合戦略等策定委託料という項目があります。これは流れとしては、もともと地方創生というものを、国としては掲げて、移住・定住だとか人口を増やすとか、そういうことを何か美しく描いてやってきたように思うんですよ。岬町でも計画を立てて、まち・ひと・しごととかがそれかな。本当にいろいろな努力を重ねながら進めてこられた事業が、今度デジ田に変わったというようなことかなと思っていて、このお金を使って計画をまたつくったということになりますけれど。

率直にお聞きしたいのは、地方創生って一体何だったのかしらということなんです。何か人が増えないのがね、地方に問題があるのかと私は言いたいわけなんです。皆さんそれぞれのところで日々努力して、住民の皆さんのためによりよいサービスをとということでお仕事されているじゃないですか。岬町はそんなに潤沢な資金があるわけでもない。そんな中でいろいろな手厚い施策を進めてきているじゃないですか。

何かこの地方創生で何か計画を立てて進めてきてね、何もかも失敗だったなんということを私は言うつもりは一切ないんですけど、実際にプラスになったこともありますし、でも全体として何か地方創生、地方創生というふうに言われて、その旗振られて、地方は一生懸命計画も立ててそれに基づいてやってきた。その総括もまともにしないまま、突然デジタルだというふうに言われて、何か私はすごく、地方が何か一生懸命やってきた努力は何やったんやねんていうか、そんなちょっと気持ちを思ってるんですよ。

何か担当課としてということになるのか、どなたが私のこの問いかけにお答えくださるのか分からないけど、何か私が今言ったことに対して、いや、それは違

うよ中原さんということだったら、そう言ってくれたらいいし、この場であんたの言うとおりのやとは言いにくいと思うんですけど、何か本当にご都合主義というかね。この路線をさらに進んでいくことが、本当に岬町や岬町の住民の皆さんのためになっていくんだろうかみたいな、ちょっと何か疑問も感じたりしているんですけど、私の何か今ぶつぶつ言ったことに対して、何かお考えのことあったらお聞かせいただきたいと思います。

早川委員長 寺田まちづくり戦略室企画地方創生監。

寺田まちづくり戦略室企画地方創生監 こちらのデジタル田園都市構想総合戦略につきましてではですね、委員おっしゃるように、まち・ひと・しごと創生総合戦略を改定してですね、名前は全くまち・ひと・しごとからデジタルと、田園ということで全く違う総合戦略のように感じておられるかもしれませんが、これはいわゆる地方創生の取組を、引き続きデジタルを活用しながら取り組んでいくという施策でございます。

地方創生について失敗であったというような成果ですね、町としてこの取組を進めることでですね、住民のためになっていくのかというのは、また担当課としましては、やはり人口減少、少子高齢化というのは全国的に進んでいって、本町におきましても人口が減ってきているのはどこの市町村も変わりはないということころです。

ただ、目標を定めて地方創生をすることで、住民、若い世代をどこでも施策としてはやってるんですけど、そういう施策をメニューを並べることで魅力ある本町としての魅力づくり、また、定住交流人口の拡大とかですね、そういうふうな取組の基本方針として引き続きやっていきたいなと。この計画があることで目標を定めて目標に沿った事業を展開することで、地域住民のためにとってメリットがあるのかなと思っております。なかなか人口減少を食い止めるというのはすぐに結果が出ないと思うんですけど、引き続きやることが大事かなと担当としては思っているところでございます。

早川委員長 中原委員。

中原委員 担当課の皆さんが努力されていたことを、無駄やなんて言うて蹴散らすつもりは一切ないんですよ。それで、この後で出てきますけど、いろいろな補助事業ですね、こんなところで一定の成果だって出てきているというふうに私は思ってま

すから、無駄やとか言わへんねんけど、ただ、その人口減少の責任が地方や出産の年齢にある女性の数の問題みたいなふうに矮小化するような描き方を一方でされているということに対して、私は腹立たしく思うわけですね。

目標を持って取り組んで住民サービスの拡充を図っていくということで、それが結果的に満足度が高まったり、移住や定住につながるということは、これは別に何ていうか地方創生とかデジ田とか、何かそんな言い方しなくても、それは地方行政として本来旧来やっていくべきことなので、進めていただいたらいいなと思うけれど、これを持ち込まれたことで、計画づくりだとかそんなことにまた職員の皆さんの手も取られますからね。何だか私はこの流れに対して、国に対して腹が立っているということなんです。ただ、やらざるを得ない側面もありますから、プラスになる、住民の皆さんにプラスになることもありますから、進めていただければいいというふうには思っています。

それで、具体的にその取組の中身についてお聞きしたいと思います。節18の負担金補助及び交付金、ここでいろいろ掲げられていることなんかが、今おっしゃっておられたまち・ひと・しごと創生総合戦略だったかの中でも報告されていることですね。新しく魅力ある様々な補助金事業をつくられて、一定の成果も上げてこられているというところだと思います。

それで、ちょっと一つ、節18の中の二つ目の奨学金返還支援補助金、これは、この委員会に所属されていないから発言できない坂原委員の提案によるところで、これ非常に前向きな施策だと思うんですね。ただ、制度そのものに不十分さがあるとはもちろん思っていますけど、対象の拡大だとかね、そういうことは必要だと思ってるんですけど。

一つ提案で、こういう制度をやっている地方自治体というのはばらばらとは出てきているんだけど、まだそんなに多数にはなってはいないんですね。だから、そういう意味で岬町は先進的だなと思っていますけど、こういう情報が広く知られるということが大事だと思うんですね。対象の方に確実に使っていただくという意味で大事だと思っているんだけど。

日本学生支援機構というところがありますけど、そのホームページに、全国のこの地方が取り組んでいる奨学金返還への支援の補助金制度が載ってるんだけど、そこに岬町が載ってないのですよ。それは非常にもったいないことでね、聞

くと、大阪府はちなみに、和泉市と大東市しか載ってないんですよ。いや、岬町もやっているののと思って聞いたら、どうもそれは、たまたま知ったら載せてるんかもしれないけど、岬町からその支援機構に対して、うちはこういうのやってみすから掲載してくださいというふうに申し出たら記載してくれるらしいんですよ。

だから、ぜひそれは広く知っていただいて利用を拡充していくって拡大していくって意味で、ぜひ載せていただくようにしていただきたいと思うんですけど、そういうことをしてくださるかなということが一つと、それから昨年度の実績もお聞きしておこうと思います。お願いします。

早川委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 奨学金返還支援補助金につきまして、昨年度の実績は8件になります。日本学生支援機構のホームページ等につきましては、調べまして早急に載せていただけるように手続きしていきたいと思っております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 ぜひお願いいたします。予算審査のときには、予算としては4件の見込みというふうにおっしゃっていたのかなと思うので、実績が8件ということで増えてきていることはうれしいことだなと思います。

それで、この節18のところにたくさんいろいろな補助金事業が掲げられているわけですね。それで1個1個実績を聞いていたら時間のこともありますので、これは資料請求をさせていただきたいなと思います。各種取り組まれている事業の昨年度と一昨年度の利用実績を書面でご提出いただきたいと思います。また、資料請求書を提出したいと思います。

ただ、その中でちょっと1個聞いておきたいのは、新築住宅取得補助金についてお聞きしておきたいんですね。これ予算は150万円だったんです。ところが執行は210万円ということで、これは結構人気が高いという状況にあると思うのでいいのかお聞かせいただきたいと思いますというのと、1個と言ったけどほかにもあった。創業支援の利子補給については、予算にあったけどここに書いてないということは、それは実施されなかったという対象がなかった、申し込みがなかったというふうに考えてよいのでしょうか。お尋ねいたします。

あと地域資源活用事業補助金というのが100万円予算でこの中にあったんですけど、それも形には残念ながらなかったと捉えていいのかお聞かせください。

早川委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 1点目の新築住宅取得補助金についてですけれども、令和5年度の実績が14件、令和4年度につきましても14件実績がありました。令和3年度は19件あったので、少し、そう減っても増えてもない状況かなとは思っております。創業支援利子補給補助金と地域資源活用事業補助金については、どちらとも令和5年度におきましては実績はございません。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 ありがとうございます。決算書の97ページの真ん中の節12の委託料の備考の中で、一番下に確定申告相談受付補助業務委託料であります。これは、いつも申告時期に住民活動センターで専門家の方に来ていただいて、確定申告の作業をして、お手伝いしてくださるという関係の委託料なのかなとか思いながら見ているんですけど、私は、その認識が間違っていたら正していただきたいんですけど、ちょっと気になっているのは、いつからか税務署に確定申告書は本来は出しに行くことになるわけですね。紙で出しに行ったら、受領印がもらえなくなるという話があるんだけど、それはもう重大なことだと思っているんですけどね。

その対応がどうなるのか、ここで岬町で経由事務的にやってくれていますけれど、それは本人に写しを、本人は受領印押したものを受け取れるという形になっているのでしょうか。そしてまた、受領印がもらえなくなるという情報をお聞きでしたら、いつから、なぜそんなことになっていこうとしているのかお聞きしたいと思います。お願いします。

早川委員長 種畑課長。

種畑税務課長 税務署での確定申告の受領印がなくなるという話は私も知っておりますが、時期に関しては、今ちょっと手元に資料がないので具体的にいつからというのはちょっと今お答えはできません。

岬町で住民活動センターのほうで受付している確定申告書に関しましては、おおむね本人さんが持ってきていただいた所得に関する資料を職員のほうで入力しまして、それをデータのほうにして税務署のほうに送っております。申告された方には、紙で申告書の控えというものを岬町での受付印を押して渡してはいるんですけれども、税務署さんでの受付印とはまた別のものに取扱いとしてはなりますので、何かしらで税務署さんでの受付印が必要というときには、何か別途そう

いう申告したというものを取っていただいて、使っていただかないといけないというふうに認識しております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 これ私ね、その税務署で受領印を押さなくなる。証明が欲しい人は500円を払えば申告した証明を出すという話になっているんですよ。何で自分が申告した証明を500円払ってもらわなあかんねんと、要するにデジタル化への誘導やというふうに私は思っているのですけどね、eTAXを使え、使え、使ってくださいというマイナ保険証と同じようなことなんですけどね。

これね、今ちょっと申し上げておきたいのは、例えばコロナのときなんか、事業者支援金って岬町が取り組んだりしましたよね。国もいろいろな給付金制度取り組みました。そのときに必要になったのが税務署の受領印を押した控えなんです。本人の確定申告の控えなんです。自分の勝手に書いた控えで受領印を押してなかったら、これは証拠になりませんとなってたわけですよ。

だから、もし今後、そういう給付金制度ができたときにどうなるんだろうかという、申請権を侵害するようなことにつながるんじゃないだろうかというふうに、私はこの受領印を押さなくなるというニュースを聞いてそう思っていたんですね。

それで岬町でつくってもらったときは、岬町の受付印を押して本人にお返しするということでありますから、今後何らかの給付事業なんかがあったりして、出してください、あれを出してください、これを出してくださいという要件の中に、確定申告書というのが入っているような申請の手続をする補助金をつくった場合ですね。この岬町の受領印でもオーケーですよというふうに、ぜひ決めておいていただきたいなと要望しておきたいと思います。時期とかは私もお勉強して、ネットで調べたらきっとすぐ分かるから勉強したいと思います。この件は結構です。

それで、この範囲では最後になりますが、決算書の103ページのこの辺は、選挙なんですよ選挙ね。昨年度行われた選挙のことがざーと書いてあるんだけど、期日前投票の立会人なんか一般の方、一般の方という言い方変なんだけど、応募していただいて、成り手不足への対応という問題と、もう一つは選挙に関心を持っていただきたいということで、これは谷地委員が提案されたんだったかな。提案に基づいて速やかに岬町も対応されて募集事務が行われていたと思います。

その成果をお聞きしたいと思っているんですけど、何人ぐらいから新たにです

ね、新たな取組に対する応募があったのかなということが分かれば教えていただきたいと思います。お願いできますでしょうか。

早川委員長 南理事。

南総務部理事 すみません、ちょっと今手元に資料ございませんので、また後ほど資料を出させていただきたいと思います。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。竹原委員。

竹原委員 私も選挙のところでございまして105ページですね。目で言いますと岬町議会議員一般選挙費というところで、下のほうの委託料、ポスター掲示場設置撤去委託業務、設置撤去業務委託料20万円近く18万8,000円ということでございますが、ポスター掲示場85か所、なかなか目立つところから目立たないところまでかなりの数があると思うんですけど、これの設置箇所というのはもう法律でもう決まってしまって、85か所はもう必ず要るんだというふうな認識でよろしいのでしょうか。これを何とか減らせるような手だてというのはできないものなのかというのが質問です。お願いします。

早川委員長 南理事。

南総務部理事 すみません。少し正確なデータは今手持ちではございませんので、また正確な回答をさせていただきたいと思いますが、基本は公職選挙法、もしくは公職選挙法施行令に基づいてポスター掲示場のほうはですね、投票区の数であるとか、投票区の広さに応じて設置数が決められておりますので、その数字につきまして、後ほど確認させていただいてご報告させていただきたいと思います。

早川委員長 ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 質疑なしと認めます。

これで総務費の質疑を終わります。

中原委員 先ほどの期日前投票の立会人のことは、今日中じゃなくても、私の賛否には関わらないことなのでゆっくり調べて教えていただければ結構です。

早川委員長 お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

早川委員長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。再開は3時20分からとします。

(午後 3時04分 休憩)

(午後 3時20分 再開)

早川委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

南理事。

南総務部理事 休憩前に竹原委員よりご質問がありましたポスター掲示場ですね、こちら数を減らすことができないかということでございます。こちらにつきましては、先ほど申しましたとおり、公職選挙法もしくは公職選挙法施行令においてポスター掲示場の数の総数というのが定められておりまして、基本はこの総数を使うということになります。ただ、特別の事情がある場合については、都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その数を減らすということができるといことも可能だということでございますが、なかなか特別の事情というのは見当たらないかと考えますので、ポスター掲示場の数を減らすというのは難しいかと考えております。

早川委員長 竹原委員。

竹原委員 特別な事情ということでございますが、かなり、貼りに行っている本人の立場としたら、危険な場所とか、あと風が吹いたら飛んでいくん違うかというような場所とか、ここは誰が見るんだろうというところとか、いろいろなところがありまして、可能な限りちょっと減らせるようにちょっと検討していただきたいというのが私の希望です。要望です。

早川委員長 要望ですね。

竹原委員 はい。

早川委員長 南理事。

南総務部理事 休憩前の中原委員のご質問にありました期日前投票の立会人の公募の状況でございます。こちらにつきましては、令和5年の統一地方選の際に行ったもので、令和5年2月頃公募のほうを行いまして、25名の方が応募があったということで、そのうち24名に従事いただいたという状況になっております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 ありがとうございます。休憩はしっかり休んでほしいなと思ったから、今日中に返事くれんでもええんよと言ったつもりやったんですけれども、お調べいただいてありがとうございます。すごい成果が出たんだなと率直に言って思いました。谷地委員がいい提案してくださってよかったなと思って聞きました。

それで、立会人の話ですけど、開票の立会人もすごく確保が大変な地区出てきてますよね。だから、何かもしかして、いやちょっとこれはいいか悪いか分からないけれど、やっぱり地区地区のその地域のいろいろなこれまでの歴史がありますので、外から何か物を言うというつもりは一切ないんですけど、選挙のその当日の立会人の確保がね、非常に大変だという話を過去から聞いていますので、そういうところにも今回応募してくださった方なんかのお力をお借りするということも考えていつてもいいのかなとふと思いました。いろいろな方がこういう経験を通じて選挙について考えるということにつながっていったらいいなと思いましたので、早速のところお調べいただいてありがとうございました。

それともう1個いいですか。

早川委員長 どうぞ。

中原委員 先ほど、掲示板を減らしたらどうかというご提案があったわけなんです。それで要望としてとどめておられましたけれど、私はね、もちろん法律で定められているところを特段の理由がないのに逸脱するわけにはいかないということはそうでしょうが、貼る側は確かに大変なんですよ。だけど、やっぱり選挙に投票に足を運んでいただく方を増やす、政治に参画していただく方を増やすということにもつながるし、情報をしっかり届けていくということが大事になってくると思いますので、やっぱり減らしていくより、むしろ増やしていくほうを考えるほうがいいんじゃないかなというふうには私個人としては思っています。

もちろん掲示数が減るほうが町の財政からいうてもええわけなんですわ。公費負担が減ります。そういうのもあるんだけど、やっぱり一番大事なのは有権者にとってどうかという観点なので、危険な場所に掲示板があるとしたら、その周辺で危険でない場所に掲示板を設置するべきだし、それはその都度努力してくださいって思うんですよね。これまでもすごい高いところにあたりして、貼っておこちたら危ないようなところにあるよとか、そういう意見をいろいろ伝えたりすると、それに対応して次から改善してくださっていますので、よりよい場所に、人通りが少ないところだったら多い場所のほうがいいかもしれないので、周辺でよりよい場所があったら探してそちらへ移設するとか、そういうことはお考えいただいたらいいかなと思うんですけど、減らすのはやっぱり私はちょっとどうかなと思うということ、先ほどのやり取り聞いて考えていたところです。

早川委員長 よろしいですか。はい。

続いて、民生費に入ります。

決算書の120ページから123ページの目9文化センター費をご覧ください。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 決算書の121ページの真ん中よりちょっと下あたりで、節7報償費というのがあります。この三つ目の巡回見守り事業報償費について改めてお尋ねしたいと思います。この活動の活動範囲と対象について改めてお聞きしたいと思います。お願いします。

早川委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事 対象者につきましては、65歳以上で、岬町緑7丁会に居住されている独居高齢者で、主に介護保険制度の要介護認定を受けていない者及び身寄りのない高齢者を対象としております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 非常に大事な活動だというふうに思うんですね。要介護状態になっていくのを防ぐとか、やはり自立した生活を送っていただくということで、安否確認も含めて続けておられる活動だというふうに思うんですね。

ただ、これは、緑7丁会に限られるということのようで、ほかの地域で同じような活動に取り組まれているということはないんでしょうか。

早川委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事 中原委員の質問にお答えします。

この事業につきましては、緑7丁会のみでございます。

早川委員長 中原委員。

中原委員 緑7丁会だけ、どうしてこういう仕組みがあるのか教えていただけますか。

早川委員長 答えられますかね。ちょっと調べておいてもらって、次の質問、中原委員お願いします。

中原委員 今の件は分かっただけいいですので、調べて分かることがあれば。これについても、今日、今必ずという、今日明日急ぐ問題ではありませんので、分かり次第教えていただければと思います。

私はこういう取組がですね、全町的に仕組みとしてもっと広がったらなと、似

たようなことは、例えば民生委員・児童委員の方々が取り組まれていたり、社協としても取り組まれたりしてると思うんですけど。緑7丁会だけこういう仕組みがあるというのは、ちょっとどうなのかなというふうにふと思いましたもんですから、なぜ緑7丁会にはこういう仕組みがつくられているのか、経過をお聞きしたいと思ったまででございます。

委員長、何ページまでやったかな。

早川委員長 123ページです。123、文化センター。

中原委員 ほかにありません。

早川委員長 ほかの委員、質疑ないですか。大里委員。

大里委員 121ページの10番事業費のところで、修繕費60万2,800円、予算では16万5,000円ですけれども、これはトイレの改修とか天井の改修以外の修繕やと思うんです。何か緊急にこんだけいるようなものがあつたのでしょうか。

早川委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事 こちらの増えました部分につきましてでございますが、文化センターの中にごございます集会所の舞台幕の修繕、上部周りの幕及び後方の幕の修繕を行いました。こちらのほうで44万円使用してございます。

早川委員長 ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 質疑なしと認めます。

これで民生費の質疑を終わります。

続いて、商工費に入ります。

決算書の172ページから173ページの目3商工振興費のうち総務課所管分をご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 質疑なしと認めます。

これで商工費の質疑を終わります。

続いて、消防費に入ります。

決算書の192ページから197ページをご覧ください。

質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 自治区の希望に基づいてカメラの設置とか、そういう話に関連するかなと思うんですけどね、予算のどこというあれじゃないんですよ。過去に自治区から要望で消防資機材を購入されたと、自治区に消防倉庫だとかいろいろなもの設置をしたということがありました。結構な過去だったと思います。

それが今になって、うまく管理がどうもできていないところがあるようで、さっきのカメラのこともそうですけど、購入のときの助成はします。だけど、あとは自治区でお願いしますとなっているわけですね。過去の消防資機材の購入のときもそういう約束だったようで、もう日常的に点検そのものもされていない、そういう状態になっているところがあるようなんですね。

なので、一度自治区長さん通じてになるのか、各自治区にそういった実態があるんだったら、適正な管理という言葉がいいのか分かりませんが、せっかく希望に応じて資機材を地域の安全を守るためにということで設置されているんですから、それが生かされるようにしていただくべきじゃないかなと思ったんですね。その辺の実態の調査を一度機会を見てなさってはどうかかなと思ってるんですけど、いかがでしょうか。

早川委員長 中原委員、消防資機材というのは消火栓ボックスとかの資材ですかね。

寺田管理監。

寺田危機管理監 ただいまご指摘のありました件につきまして、記録が現在残っておるかどうかがちょっと分からない話になりますので、改めて検討のほうさせていただきたいと思います。

早川委員長 中原委員。

中原委員 今日明日急ぐというものではないんですけど、確かに古い話のようなので、記録がなかったらこういうことをした時期があって、もしかしたらあなたとこの自治区は何か希望して設置してるかもしれないから、そういうのがあったらちょっと状況を教えてほしいんだけどとか、そんなふうなやり方も含めてね、ちょっと点検をして、もしかしたら、もう撤去が必要になっているというものの中にはあるのかもしれないので、一度点検をしていただいたらいいかなというふうにご提案差し上げておきたいと思います。ありがとうございます。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 質疑なしと認めます。

これで消防費の質疑を終わります。

続いて、教育費に入ります。

決算書の196ページから229ページをご覧ください。

早川委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事 すみません。中原委員の緑7丁会のみの見守りの件について回答させていただきます。よろしいでしょうか。

緑7丁会に限定して見守りをした事業につきましてですが、こちらにつきましては試験的に始めたものでございまして、現在も続けている状況でございます。広げるためには、財政面とかボランティアの人員の応募など多岐にわたって問題があるため、現在広げていないという状況でございます。

早川委員長 中原委員。

中原委員 お答えをいただいてありがとうございます。試験的に始められたのはいつからでしょうか。

早川委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事 ちょっと調べさせてください。

早川委員長 そしたら、先、質疑のほうに移りたいと思います。

質疑ございませんか。大里委員。

大里委員 199ページの報償費の一番上の教育委員会評価委員会報償費、これについて何名にどのような評価をするために依頼しているのでしょうか。

早川委員長 青木課長。

青木学校教育課長 5名の委員の方に委嘱している形になります。

早川委員長 大里委員。

大里委員 これは教育委員会の評価・点検の分でしょうか。

早川委員長 青木課長。

青木学校教育課長 失礼いたしました。先ほどの、評価・点検につきましては、2名の委員の方をお願いしている形になります。

早川委員長 大里委員。

大里委員 評価・点検ですけれども、去年ちょっと発行が遅れて11月に一応つくられたけれども、公表されたのが2月ぐらいということで、やっぱりこういう学校を評

価・点検はできるだけ早く点検・評価して、次年度に繰り越していただきたいと思いますので、今年度についてもできるだけ速やかな形で評価・点検実施、公表をお願いしたいと思います。要望です。

早川委員長 続いてどうぞ、大里委員。

大里委員 ページ変わって201ページ、18番の負担金、補助金及び交付金のところで、予算のほうには、健やかネット負担金3万円ということがあったんですけども、この健やかネットが決算のほうではないんですけども、これはもうなくなったということでしょうか。

早川委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 5年度には実施をしなかったため決算には載っておりません。

早川委員長 ほか続いて、大里委員。

大里委員 もう一つ、221ページ、負担金、補助金及び交付金なんですけれども、これが淡輪公民館の負担金、補助金、ここで大阪府図書館協会負担金に加盟してますけれども、この公民館において、公民館の協議会には入会するご予定とかはないんでしょうか、やっぱり情報交換等で必要じゃないかと思うんですけども。

早川委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事 加入につきましては、検討させていただきたいと思います。

早川委員長 大里委員、よろしいですか。

大里委員 いろいろ図書館も横のつながりも必要ですけども、公民館は公民館なりの横のつながりが必要やと思うので、ぜひ検討ください。お願いします。要望です。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。谷崎委員。

谷崎委員 201ページの節18の下から2行目ですか、岬町人権教育研究協議会補助金これどういう内容のことをどういうふう to 実施させているのかな。

早川委員長 青木課長。

青木学校教育課長 委員の質問にお答えします。

岬町内の教職員で組織された人権教育の推進のための研究研修会への参加等を実施することにより、教職員のスキルアップを図る主に研修事業として研修参加事業からなるものとなっております。

早川委員長 谷崎委員。

谷崎委員 1人当たりのコストとか、何人参加とか、そういう内訳分かるんですか。73万円ですね。

早川委員長 青木課長。

青木学校教育課長 内容としましては、夏季・冬季の研修会等の講師謝礼と各人権協議会参加費、岬人権の歩み製作代、事務局費、研修教材費、研究部費、予備費となっております。

谷崎委員 ありがとうございます。よく分かりませんが結構です。

早川委員長 谷崎委員。

谷崎委員 215ページの節、社会教育費の節7報償費の公民館・図書館等整備検討委員会委員報償費5万9,000円この内容と、223ページの12委託料、節12委託料の公民館・図書館等整備基本構想策定支援業務委託料525万8,000円、これは、この報償費は誰に、どういう機会で、どういうふうに払ったかというのと、それは概要。223ページは何を策定されたものか、それと併せて今後の予定も分かりましたらお願いします。

早川委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事 先に、222ページから223ページの方でございますが、こちらの分につきましては、令和4年度からの予算を繰越明許した分でございます、こちらの分、まず公民館・図書館等整備基本構想策定支援業務を支払いのほうを行っております。

それから、報償費につきましては、いわゆる庁外の検討委員会、この第2回の検討委員会を令和5年5月20日に行いまして、アンケートとかワークショップの意見集約、骨子案作成に向けての学識経験者の見解等を内容といたしまして開催したものでございます。

続きまして、その前の、もう一方の方でございますが、こちらの分につきましては、第3回の公民館・図書館の検討委員会、外部の検討委員会を開きまして、基本構想の最終段階のまとめを行ったものでございます。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 決算書の199ページの節7報償費のうちで、指導課の講師謝礼、学校支援コーディネーター報償費というのと、それからスクールロイヤー相談謝礼というのがありますけれども、それぞれの事業内容や実績についてお聞かせいただきたい

と思います。お願いします。

早川委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 報償費の講師謝礼である学校支援コーディネーター報償費につきましては、小学校での放課後学習や学校関係者や地域の団体、地域住民のボランティアの保護者などと連携しながら活動を行うための支援コーディネーターといたしまして、報償費となっております。その中で内容といたしましては、学校におきまして書道教室などをさせていただきました。

スクールロイヤー相談謝礼について、この5年度から新たにスクールロイヤーの相談を設置しております。内容といたしましては、法律相談、学校からの相談を行いました。

早川委員長 中原委員。

中原委員 学校支援コーディネーターの方はお一人の方でしょうか。何人の方とか、あと報償費ということですけど7万5,000円というのが、何回かそういう報奨をお支払いするような機会があるのかなというふうに思うんだけど、その回数だとかそういうことが分かればなと思います。

それからスクールロイヤーについては、新しい取組ということが改めて説明されましたが、これも相談回数ですね、件数だとかそういうことが分かればお聞きしたいと思います。お願いします。

早川委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 学校支援コーディネーターにつきましては、5年度につきましては1回500円、3時間ですが、5年度は50回行っていております。

地域コーディネーターが1人なのかというところですが、生涯学習課と連携を組みながらやっており、1名の方でやっていただいております。

スクールロイヤーの回数ですけれども、法律相談は5年度は3回行いました。

早川委員長 中原委員。

中原委員 学校支援コーディネーターですが、1回500円で3時間ということは、3時間で500円しかお支払いしてないという意味なのか、1時間500円で3時間だから1回行ったら1500円なのか、どっちにしろ、最賃割ってるよなとか思いながら、有償ボランティア的な感じで来てくださってるということかな。

何か事業の内容を聞くとね、子どもたちのいわゆる体験事業を担ってくださっているということなのかなと思うんですけど、それがその「学校支援コーディネーター」という言葉と、ちょっと私うまくぴたっとこなかったもんですから、だけど、子どもたちの体験事業だとか保護者との連携、何かちょっといまいちイメージが湧かないので、私がそういう現場を見ていたらもう一目瞭然なのかもしれないんですけど、その現場を知らない人間にもイメージが湧くようなご説明をもしただけるようであれば、そういう説明が難しいようであればご無理いただくなくて結構なんですけど、もう少しご説明いただける中身があればお聞きしたいなと。放課後ということだから平日にやっているということですかね。何か具体的に中身でもう少しお聞きできることがあればお聞きしたいなと思います。

それからスクールロイヤー、これは年に3回ということですね。3回ということは、相談としては3件しか扱えないということなのか、その3回の相談機会に各学校から弁護士に意見を聞きたいことがあったら聞けるというような感じなのか。ちょっとこれも、もう少し具体性を持ったご説明がいただけるとありがたいと思います。お願いします。

早川委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 学校支援コーディネーターにつきましては、学校でアフタースクールを行ってるんですけども、それについてどのようなことをするかというのをコーディネートしていただくということで、何度か来ていただいて計画を立てていただいたりしているところです。

スクールロイヤーにつきましては、年間3回だけではなくて、5年度につきまして新たな相談業務となります。3回、法律的に相談をしたいというところでございます。学校から直ではなく一旦教育委員会のほうに入って上がってきます。内容的にも教育委員会も把握しとかないけないということと、一緒に連携を組みながらやっていき、子どもたちの見守りなどをやっていかなくちやいけないということと、相談内容につきましては、来ていただいたら金額がアップするんですけども、今回、学校長のほうが直接行っていただいているのが2回、来ていただいたのが1回ということで計3回になります。予算は取っておりますので緊急とかあった場合、その都度、ロイヤーさんに入っていただき、法律のことなどの確に助言していただくということになります。

早川委員長 中原委員。

中原委員 学校支援コーディネーター報償費については、少しイメージが湧きました。これは各学校でやっているんですか。アフタースクールという言い方をされたので、学校で放課後に取り組んでいることなのかなと思ったんですけど、そうすると、三つの小学校、中学校は放課後はクラブがあるんでやらないかなって思っているんですけど、各学校で取り組まれていることなのか、その辺りもお聞きしたいと思います。

それからスクールロイヤーの相談謝礼ですが、これは学校長が弁護士の事務所に
出向いたときと、来ていただいたときと、単価が違ったりするものでしょうか。

早川委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 ロイヤーさんにつきましては、行くのと単価が違います。
出向く場合、1時間1万1,200円、来ていただく場合は2時間で2万5,000円、若干違います。

アフタースクールですけど、小学校での放課後学習や中学校での学習会についてということなのですが、アフターとなるとほとんど小学校になります。書道教室とかも学校のほうで体験教室としてやっておりますので、それについてもコーディネーターの方に関わっていただいているところでございます。全ての学校に入らせていただいております。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事 中原委員の緑7丁会の見守りの件の追加質問についてお答えさせていただきます。

従前にありました緑ヶ丘の町営住宅ができた頃より、高齢者の見守りについて要望がございました。始まりのほうは定かではございませんが、それを受けまして、現在の有償ボランティアとして事業化されたものとして聞き及んでいるところでございます。恐らく、町営住宅ができた昭和46年以降から行われたのではないかと考えております。

早川委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。谷崎委員。

谷崎委員 209ページの工事請負費、ちょっと関連ですけど中学校改修工事、これ去年の予算、せんだってですね、体育館の犬走り4平米ほどですか、洗堀の改修をお

願いましたら、今朝確認したらもうちゃんとできる出来上がっておりまして、非常に早い対応でありありがとうございました。

早川委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 ご指摘いただいてすぐに確認させていただきました。委員おっしゃるように、かなり危険な状態ということで業者の方にすぐに来ていただいて、業者の方も空洞になって危ないということで、すぐに対応していただきまして、この月曜日に修繕が完了したところでございます。

早川委員長 谷崎委員。

谷崎委員 どのくらいの予算だったんでしょう。

松井教育委員会事務局教育次長 10数万円ぐらいです。

谷崎委員 10万円か20万円かかっていると思うんですけど、非常に早い決裁で、行政と違って教育のほうが決裁ルート早いのかなと思っておりまして、先ほど公民館の対応ではかなり遅れておりましたので、そういうスピード感を持って仕事していただいてありがたいと思っております。図書館・公民館につきましても、そういうスピード感で引き続き続けていただきたいと思いますので、またよろしくお願い申し上げます。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 先ほどの中原委員の質問の学校支援コーディネーターについてもう少し詳しくお聞きしたいんですけども、アフタースクールを各3小学校がやられているというお話なんですけれども、アフタースクール、たしか多奈川小学校でアフタースクールやられてるというのは認識してんですけども、淡輪小学校とか深日小学校でやってるというのをちょっと認識なくて、それは3小学校を本当にアフタースクールというところをやられてると、それは確かですかね。

松井教育委員会事務局教育次長 すみません、アフタースクールではなくて、書道教室が各学校で取り組まれているということです。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 書道教室というそれは、放課後の活動ではなくてということですか。学校の授業の中での支援ということですかね。

早川委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長

地域の方に学校に入っていただいてということをお願いしております。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 正確に、この学校支援コーディネーターさんの取組を説明していただきたくて、多分さっきの書道と言ってるのは阪南の書道家の方のかな、それは学校支援コーディネーターのこの費用とはまた別かなと思っているんですけど、学校支援コーディネーターさん自体はどういった活動をされているところですかね。

松井教育委員会事務局教育次長 きちんと調べて回答させていただいてよろしいでしょうか。

早川委員長 じゃあ、一旦整理してまた回答をお願いします。

ほかに教育のほうで質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 決算書の201ページ、201ページ以降に、小学校費から始まってその次に中学校費とかもあるわけなんですね。その小学校・中学校に関わることでお尋ねをしたいと思います。

一つは就学援助制度のことです。利用されている生徒の数と、学校ごとのこの生徒の数と割合を知りたいなと思っていて、合わせて支援就学奨励制度だったっけ、制度の名前忘れちゃったんですけど、特別支援教育を受けておられる児童生徒に対しても一定の支援がありますので、その制度を利用されている児童生徒数について、またその割合についても学校ごとに知りたいなと思っています。

今ざっと私が数字で言われても、私の手はきちんと書き留められないので、資料請求を後ほどさせていただきますので、資料のご提出をいただきたいと思います。結論だけお聞きしておきたいんですね。就学援助の利用者数や率の傾向、横ばいであるのか、これ全体で、横ばいであるのか、減っていつているのか、増えていつているのか。小学校・中学校でもし違いがあるなら別々にお答えいただければと思います。

それから、特別支援教育を受けておられる児童生徒についても、利用者数や傾向、利用者数や割合で傾向があるならお聞きしたいと思います。お願いします。

早川委員長 青木課長。

青木学校教育課長 就学援助につきましては、基本的には割合としては少し増えていつている状態になっております。小学校のほうは増えておりまして、中学校のほうは少

し減っている状態になっております。

支援教育就学奨励費につきましても、各小学校によって実態は違うんですけれども、増えてるところもあれば減ってるところもある形になってきております。

中学校につきましては、こちらは減っている状態になります。

早川委員長 中原委員。

中原委員 就学援助制度については、基準の引上げを私は繰り返し主張しているんですが、昨年度においては、昨年度においても引上げはなされなかった結果が、この決算書に表れているというふうに見たらよろしいですか。

早川委員長 青木課長。

青木学校教育課長 基準の引上げは行っておりません。実態的にその影響が顕著に出てるかは何とも言えないところはあるんですけれども、状況的には今後も見えていかないといけないとは考えております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 就学援助制度は各自治体によってばらつきがあるわけですね。大抵のところは、その生活保護基準というのをいわゆる最低生活費という考え方ですけど、そこを基準にして、それ掛ける1.1とか1.2とかいうふうに変えていってるわけなんですね。

岬町でも、かなり前ですけど生活保護水準よりも上乘せして基準が設けられていました。それが随分前にも生活保護水準と同等というふうにされて、実際の運用上はいろいろな工夫がされて、対象をできるだけ広くと考えていることは存じ上げているんですけど、このご時世この物価高、それから低賃金がこんなに続いて、失われた30年と言われる下で今の子育て世代が置かれているわけなので、そこに対して何らかの手だてをとということがますます必要になってくると思いますので、ぜひこの基準の引上げについてはご検討をいただきたいと思います。

併せて、就学援助について少し申し上げておくとすれば、細かいことかもしれませんが、医療費だとかその費目を少しずつ拡充しているというところについては私は評価しています。ただ、より広くすくい上げようと思ったら、基準の引上げがどうしても欠かせないということを申し上げておきたいと思います。

それから、この問題で、就学援助とか支援教育就学奨励制度とかで一応国から補助が出ているわけですね。だけど、一応国は、お金出しているから地方自治

体さんやりなはれって言うわけなんやけど、全額出さないじゃないですか、出さないというか、一応国は全額出してるふうな口調で物を言うんやけどね。交付税措置していますという言い方をするわけですね。この差はいかほどかなと、要するに、町がどのくらい持ち出してんのかなというのが多少気にはなってるね、それもまた後で資料で請求したいと思いますので、教えていただきたいと思います。

それから、同じページじゃないけれども、もう幾つか聞きたいことあって、各学校に支援員を配置しておられるわけですね。私は、岬町はね非常に努力して学校現場や保護者から特別な配慮が必要だという声があった場合に、支援員を確保して配置しようとしている。そこは優れた施策を行っているというふうに思っているんです。

だけど、その数は足りていますかというのがちょっと気になってきて、欠員の状態がないかなと。決算の時点ですから、昨年度はどうであったか、必要数が満たされていたか、それから今年度についても参考までに支援員数についてお聞きしたいというのと、併せて同じように教員数についてもお聞きしたいと思います。

教員はここに全く数が出てこない。大阪府から給料もらうわけですので出てきませんが、実際の現場としては、岬町内の各学校で岬町内の子どもたちに接してくださっている皆さんなので、全国で教員の欠員については深刻な状態が続いていますけど、岬町においては、昨年度、今年度いかがかお聞きしておこうと思います。お願いします。

合計数とかでいいですね。何か支援員の各学校の数とかね、細かいことを聞こうかなと思っていただけど、合計で結構です。何人配置できていて、足りてるか足りてないか。はい、お願いします。

早川委員長 青木課長。

青木学校教育課長 支援員さんの人数につきましては、淡輪小学校で13名、深日小学校のほうで6名、多奈川小学校で3名、岬中学校のほうで6名の方が配置していただいています。

必要人数につきましては、支援員の数は事前に学校から上げていただきまして、指導課、教育委員会等で必要な数を協議いたしておりますので、支援員のほうは今現在配置できている状態であります。

あわせて、教員の欠員状況につきましてお答えさせていただきます。

昨年度の教員の欠員自体はございませんでした。ただ、今年度につきましては欠員が発生しておりまして、小学校で3名の欠員、中学校で2名の欠員が出ている状態であります。

早川委員長 中原委員。

中原委員 先ほど教えていただいた支援員の方の数というのは、今年度ということによろしいですか、昨年度のことを言うてくださったのか。

早川委員長 青木課長。

青木学校教育課長 支援員の数につきましては、5年度の支援員の数になっております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 そうしますと、今年度も支援員については必要数が配置できているという理解でよろしいですね。はい、うなずいていただいているので結構です。

問題は教員ですね、私が聞いていたより増えている、数が、何か今年度になってやめたのかしら。もうちょっと少ない数と聞いていたのだが、岬町にもこの波がやってきたかというのがね、実は今年度の欠員があったという話を聞いて深刻な実態があると思います。

これはあれですか、もう大阪府に何とかしてくれというのと募集かけていますよね。講師やりませんかというあれをやるしかないのでしょうか、短期的な取組としては。何かうなずいていただいているので、できるだけ早く教員の確保をね、そんな言われんでもそんな思っているわというところやと思うんですけど、現場の深刻な実態が聞こえてきていますので、教頭先生が担任をやったりしてるとか、何かもう恐ろしいことが聞こえてきて、もう絶対その影響は子どもや保護者に、またその教員自身にも物すごい負担だと思うんですよね。何か本当に教育現場がそれでは駄目だなと、いろいろなしわ寄せが出てきていると思うので、現場としては苦しいところだと思いますが、欠員の充足目指して頑張っていただきたいと思います。

それからもう一つ、校外活動費についてもこの機会にお聞きしたいと思っています。タウンミーティングなんかで出てたと思うんですけど、学校ごとに行く先が違う、学年ごとに違うというのは当たり前のことですが、どうも保護者にあまり過重な負担をかけられないから、やっぱり金額でいく先を制限してしまわざるを得ないというような実態があるのかなと思われるような声が聞こえて

きたわけなんですね。

それで、実際のところは、各学校、各学年で保護者負担がいかほど発生しているのかなとか、その辺をちょっとお聞きしたほうがいいのかなと思っていて、ただ、これまた金額のことでもあるので、ちょっとまとめて資料で提出していただくようにしたいと思いますので、私がこの問題で必要だなと思っているのは、子どもたちの貴重な体験の機会を、お金がないという理由で損なわせるということになってはいけないと思っているので、また、住んでる地域、通ってる学校によって、教育の機会均等というのは保障しなければなりませんので、そういう意味でも差が出るようなことがあるならば、必要な手だてをとっていることを思っていて、ちょっとそのために実態を知りたいので、また資料請求をさせていただきたいと思います。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。谷地委員。

谷地委員 先ほど谷崎委員が質問された学校の人権教育研究活動費補助金の件で、これが、たしか岬町の全教職員の方が参画しているのかなと思っていて、多分夏と冬とかに研修会やってたりとか、そういったものかと思うんですけども、改めてそういった、どういった活動をされているのかという説明と、あとは、実際に目的としてはこの人権教育というところ、これを推進していくために当たっての研究というところが目的かなと思うんですけど、この研修会にどれくらいの先生が参加されているのかというところを、もし分かれば回答お願いします。

早川委員長 松井次長。

松井教育委員会事務局教育次長 岬人権で参加されている先生につきましては、人権教育担当の先生たちが企画立案しながら新規採用、また転任者、岬町へ転任してきた先生たちを対象に行っております。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 主にその研修会の企画等々はそういった新任の方とかが中心されているということなのか聞いたんで、そういう意味に受け取ったんですけども、これ研修会の参加は、これは多分全職員さんが対象になっているんじゃないかなと思うんですけども、そういうものではないんですか。

早川委員長 古橋教育長。

古橋教育長 人権教育の関係につきましてはですね、先ほど答弁にもありましたし、谷地

委員言われたように、全教職員が一応参加をしているというところになります。大きなところで言いますと、夏季それと冬季の全体の研修会、ここでは基調講演をした後で各グループに分かれて実践報告、実践についてのワークショップというかグループ討議ですね。グループ討議を行ったり、また、基調講演のほかに各学校・園の中から実践報告をしていただく、そしてまた、その後にグループ討議をするというこういう大きなくりの研修と、それと先ほど次長が申しましたように、新任あるいは転任者を対象とした研修、これについては、町内の例えば淡輪の堀田又吉翁のところであったり、この間は多奈川の防空ごう跡ですかね。そういうところをまず行って、岬町の歴史を学んでいただくというところをまずやっています。

それとあと一つは、全国であったり近畿であったりという研究会に、全員ではないですけど補助金の範囲内で参加をしていただいてると、こういう大きなくりで言うとそのような形の活動をしております。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 活動もいろいろあるのかなというところ、今ご説明いただいて理解することができました。

ちょっと気になっているのが、学校の先生方ね、ふだんの職務も忙しい中で、こういった別の活動をされると結構大変なのかなというところ気にしていて、その中でこの夏季の研修、夏季と冬季の研修会というところ、こういったところにも恐らく全教職員の方、これは多分対象かなと思うんですけども、そのお忙しい中で参加ってね、どれくらいされているのかなという、やっぱり人権教育すごい大事な部分であるけれども、その辺が職員さん、教員の方々も参加できてくるのかなというのが気になったり、そういった意味ではどれくらいの方が参加されてるのかなという、そこを分かれば教えてください。

早川委員長 古橋教育長。

古橋教育長 人数的にはきちっと把握はできておりませんが、多分その当日違う研修があるとかですね、そういった先生方以外、また、学校で一応事務室に残られる先生たちを除いて、ほぼ全員とまでは言いませんけど、ほとんど参加率は高いというふうに考えております。

ただ、これは全体会と、全体会というか、夏季とか冬季の研修会でございます。

先ほど言った全国であるとか近畿であるとか、また、他市町で行われる研究会の参加については、そのときに参加ができる先生に限られているというところがございます。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 そういったきちっと研修会にもかなり多くの先生方が参加されているというところは確認できたんで、それは忙しい中ですが、できるだけ参加できるような日程とか調整してやってもらいながらやってもらえたらと思います。

やっぱり P T A 活動とかも、なかなか参加ね、どんどん縮小されてる中で、先生方もなかなかこういったところに参加されるというところが難しいのかなというところも課題もあるのかなと思いますので、そこは引き続き大事な部分だと思うので、よろしくお願いします。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 決算書 2 0 3 ページの節 1 2 委託料、学校教育課の I C T 支援員業務委託料についてお尋ねします。

予算審査のときに四つの学校で週 3 日来ていただいていると、午前に 1 校、午後に 1 校というような感じでローテーションで回っていただいているというふうにお聞きしていたと思うんですけども、それでサポートはそれで十分なのかなというのが気になっていて、これで足りてるのかなというのがちょっと素朴な疑問でして、そこはどうなのでしょうかとということが一つ。

それから同じ委託料の中で、真ん中辺りにプラネタリウム点検委託料とあります。これは多奈川小学校のプラネタリウムの施設のことだと思いますが、確か定期的な点検は年に 1 回ということだったかなと思っています。それで、違っていたら言ってくださいね。順調に可動しているのかということと、それから利用の実績というか、利用範囲ですね、多奈川学校の子どもたち以外にも開放されていたりとか、そういう活動がなされているのかお聞きしたいと思います。お願いします。

早川委員長 青木課長。

青木学校教育課長 I C T 支援員さんにつきましては、令和 5 年度には I C T 支援員の業務時間を、見直して週 1 日から週 3 日という形で増やしていただきました。ただ、今後なんですけれども、統合型校務支援システムも導入される形になりますし、

端末の更新ということも考えていかないといけませんので、こちらについては検討課題という形になるかと思います。

プラネタリウムの点検についてですけれども、こちらは中原委員おっしゃっていただいているように、点検は年1回となっております。点検は毎年点検している状態にはなるんですけれども、機器につきましては、耐久年数のほうもかなり超えてまして、部品の製造販売も終了されている状態とはなっております。

利用範囲なんですけれども、こちらにつきましては、令和5年度におきまして全体で28回利用しております。内訳としましては、多奈川小学校で15回、淡輪保育所で1回、深日と多奈川の保育所で合同で1回、淡輪幼稚園で1回、淡輪小学校で2回、あと、多奈川小学校の150周年の式典のほうで7回、あと、外部では地域安全センターで1回となっております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 ありがとうございます。ICTの支援員業務については、増やす必要があるんだろうなということを聞いていて感じました。予算も必要になってくることでもありますけれども、よりよい教育のために必要だと思いますので、これは、ぜひ予算措置も含めて課題を克服していただきたいと思います。

それから、プラネタリウムの点検委託料に関わって、今活用も私が思っているよりもかなり多いなと思っていて、町内の子どもたちにプラネタリウムに行ってみてもらうという活動を幅広く進めているんだなということが分かりました。

地域にも開かれていっているんだろうと思いますけれども、さらなる活用で、何というか、こういうこと本当に珍しいことですからね、学校にプラネタリウムがあるというのが珍しいので、町外からも来ていただいてもおかしくないような施設じゃないかなと思いながら、ただ、活用していくとなると、またそこにエネルギーも要ってきますので、忙しい皆さんですから、あれやれこれやれとはよう言いませんが、せつかくの施設ですので、より幅広く活用いただきたいなと思います。

併せてですね、これはどうやら今聞いていたことで言うと、壊れてしまったら更新しかないという感じがするので、そのことも視野に入れながら、今機嫌よく動いてくれているようなので、丁寧に活用いただけたらなということを思いながらお聞きしました。ありがとうございます。

もうちょっと聞いていいですか。ありがとうございます。

205ページの下のほうに節21補填及び賠償金であって、授業目的公衆送信補償金とあります。これは、オンライン授業とか電子書籍とかの活用に関わることなのかなとか思っ見てるんですけど、内容についてこの補償金とは一体何ぞやと。そして学校現場ではどういう活用がなされているものを言っているのかをお聞きしたいと思います。お願いします。

早川委員長 青木課長。

青木学校教育課長 おっしゃっていただいているように、こちらにつきましてはSARTRASというもので、授業で使用する著作物に著作権が免除されるものであります。オンライン授業やインターネットを通じまして配信する際に、著作権者に対してあらかじめお金のほうをお支払いするものとなっております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 決算書の213ページの真ん中よりちょっと上あたりの節7報償費の中で、淡輪幼稚園のあり方検討委員会委員報償費とあります。昨年度に何回この委員会を開催したか。

それから、複数回行われた検討委員会の中で、最終的に出口といいますか、今後の方針のようなものがまとめられていると思いますけれども、概括的にでも教えていただきたいということと、それからあり方検討委員会は、今年度も行うのかなということをお聞きしておきたいと思います。お願いします。

早川委員長 青木課長。

青木学校教育課長 まず開催の回数につきましては、9月19日と11月8日の2回開催しております。

内容としましては、1回目は淡輪幼稚園の検討に至った経緯と今後の幼稚園の在り方について。2回目につきましては幼稚園の様子を知っていただくために、カリキュラムや子どもの日々の活動を見ていただきました。

今後の方針ですけれども、委員の皆様の多くのご意見を反映しつつ、将来の岬町の状況を踏まえた展望や施策などを事務局のほうから発信していきまして、淡輪幼稚園の在り方につきまして今後も委員の皆様と検討してまいりたいと思います。

今年度の開催計画につきましては、回数としましては3回程度を予定しており

まして、内容としまして淡輪幼稚園を存続する方策について検討してまいります。

早川委員長 中原委員。

中原委員 今年度3回程度って、もうやったのかな、何か多分やってない感じしているんですけど、残る期間で3回やるってなかなか大変ですね。

早川委員長 青木課長。

青木学校教育課長 中原委員の質問にお答えさせていただきます。

現時点で今年度につきましては開催はできていない状態になります。これからになりますので、3回程度とお伝えはしたんですけれども、回数につきましてはできる範囲でという形にはなるかと思います。

早川委員長 中原委員。

中原委員 過ぎたことをもういろいろ言ってもどうしようもないので、文句は言いませんけれども。私ね、この幼稚園のことで言いますとね、子どもが少ないじゃないですか、園児がね。園児が少ないのに大人が5人もいて、こんだけ予算かかってんねんてなという、そういう声を多くはないけどちらほらと聞くんです。それでやっぱりそういった声を払拭していくような、もちろん園児が増えてほしいということはあるけれど、どなたが、どの幼稚園に子どもを通わせたいか、子どもが通いたいかというのはそれぞれが選ぶことですのでね。

だけど、いろいろ努力も工夫もして地域にも開かれた幼稚園としてね、今年度頑張っておられますよね。だから、町の大人の人たち、私がそういう声を聞くのは残念ながらご年配の方なんですけどね。応援してくださっている方ももちろんいるのは知ってるんですけど、お金がもったいないというか、そういう観点で物をおっしゃる方がいるんですよ。

なので、そんなこと言い出したら地方自治体のお仕事なんてできないんですよ。赤字だけどやるのが地方自治体の仕事なので、だけどすごく分かりやすく子どもが少なく大人が多くてというふうに見えてしまって、何千万円もかかっているというね、そういう映り方をするんだと思います。

だから、それを地域みんなで公立の幼稚園を守り育てていこう、ここの幼稚園ではこんな体験ができるよというようなね、ここでこんな力を身につけることができるよというようなことを、ぜひ広く岬町内の方に知っていただきたいなというふうに思っているの、そういうことも含めて、今後、検討委員会等でも議

論をしていただきたいなというふうに要望を申し上げたいと思います。

それから、あと一つあります。決算書の２２７ページ、この説明書の中に書いてあったいいことが、これのことかなと思って見てたんですけど、備品購入費というのが一番下にありますでしょ、これ学校教育課、この備品が何なのかというのはよく分からないんだけど、この説明書の中に新規で備蓄食品購入事業というのがあって９０万５，０００円と書いてあってね、そこには、災害事故によって学校給食が提供できない場合への対応ということで、各学校施設に備蓄食品を配備するんだというふうに書いてたんですよ。それが、ここに書いてある備品購入費の中に含まれるのかなとか想像してみたんですけど、違ったら教えていただきたいと思うし、この備蓄食品ってどんなものかなとか思って、これすごくいい取組なんですよ、備蓄というのは分散して管理するというのが一番災害時には効果があるので、いい取組だなと改めて思って見てたんですけど、今説明した事業はここですか。備品購入費に該当するのでしょうか。どうなのでしょう。

早川委員長 青木課長。

青木学校教育課長 今言っている備蓄の分につきましては、消耗品費のほうで上げてまして、２２７ページの１０の需用費の中の消耗品費３８０万５４９円の中に含まれている形になります。

早川委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事 中原委員から質問のございました学校支援コーディネーターが行っている内容につきまして回答させていただきます。

内容でございますが、学校で行う事業。小学校３校と調整し、ライオンズクラブさんに協力をもらいながら、中村紫苑さんという書道家に依頼し、橘逸勢を由来とした書道教室を開催してございます。

早川委員長 よろしいですか。谷地委員。

谷地委員 私も一緒に進めさせてもらったんで、コーディネーターさんのお仕事としては、そういった調整役とか企画をしてくれるということに対する多分費用ですよ、多分中村紫苑さんのほうにお支払いしているのは、また別に多分報償費をお支払いしてるという認識でいいんですかね。

早川委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事 谷地委員のおっしゃるとおりでございます。

早川委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 質疑なしと認めます。

これで教育費の質疑を終わります。

続いて、公債費に入ります。

決算書230ページから231ページをご覧ください。

質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 質疑なしと認めます。

これで公債費の質疑を終わります。

続いて、諸支出金に入ります。

決算書230ページ、233ページをご覧ください。ただし、目4海釣り公園管理基金費及び目5多奈川地区多目的公園管理基金費並びに目7森林経営管理基金費は他の委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。ないですか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 質疑なしと認めます。

これで諸支出金の質疑を終わります。

続いて、予備日に入ります。

決算書の232ページから233ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 予備費のこの書き方についてちょっと教えてほしいんですね。233ページの備考のところに、例えば1行目は議会費、議会費、議会費1万1,000円と書いてあるじゃないですか。これは何を意味しているのか教えてください。

早川委員長 中塚課長。

中塚財政改革課長 備考欄の書いている内容につきましては、この予備費の充用先の項目と充用した額、金額について記載のほうをしていることになっております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 ちなみにこの議会費に充てられた1万1,000円というのは何だったんでしょうか。私たちはですね、紙にこうやってプリントされたのを見て一生懸命調べたり考えたりするんだけど、この予備費のところの備考については、ほかのところで記載のルールが違いますよね。

だから、何に使われたのかがちっとも分からないのでして、それは何とか改善ってできないのか、これは決まりがあるのかなとか思ったりしながら、取りあえず議会費を何に充当したのかと、それから記載の方法をもう少し何か工夫できないのか、この2点をお聞きしたいです。

早川委員長 増田局長。

増田議会事務局長 この予備費の1万1,000円、議会費という分につきましては、昨年に裁判の判決が出まして、令和4年に訴えられたものが令和5年に判決が出た分で、損害賠償の額としまして1万1,000円、1万円少しということで支払いを命じられた分を支払ったもので、当初予算にはありませんでしたが、すぐ払う必要が生じたことから予備費で支出したものでございます。

早川委員長 内山部長。

内山財政改革部長 この予備費の備考欄の記載の仕方なんですけれども、予算というのが目的別に編成してまして、それに基づいた決算ということになってるわけなんですけど、例えばですね、この議会費の1万1,000円なんですけれども、この同じ決算書の70ページ、71ページをご覧いただきたいんですが、ご覧いただくと70ページの上のところに予備費の支出及び流用増減とあってですね、ここに1万1,000円、上のところなんですけれども、ここには予算が充用されてきていると、それに応じてその次のページになるんですけど、73ページの21補償補填及び賠償金ということで、賠償金で1万264円執行していると、そういった見方になります。

早川委員長 ほかに予備費で質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 質疑なしと認めます。

これで予備費の質疑を終わります。

以上で一般会計歳出の質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

まず、反対の方の発言を、反対の方おられませんか。次に賛成の方。中原委員。
中原委員 総務文教委員会に付託をされた案件についていろいろ聞かせていただきました。

この委員会に付託された昨年度予算の執行としては、非常に前向きな予算の執行が認められると考えています。中学校の体育館の空調工事も完了いたしましたし、給食費については上半期は半額ということでしたが、下半期は全額無料という英断を行われたと。それから、初めに申し上げましたが、議会だよりの増ページへの対応も図っていただいたと。

ほかにもあるんですけど、ただ、もう一方で、万博への協力が行われていることと、それからデジタル関連法の具体化と思われる標準化事業ですね。これらについて進められていることについては問題があるというふうに考えますが、直接の住民の皆さんに喜んでいただける事業が多くなされたということの評価して、反対はこの委員会ではしないというふうにしようと思います。

早川委員長 ほかに討論ございませんか。竹原委員。

竹原委員 令和5年度決算総務文教委員会所管分の審査に立ち会いまして、この議案について賛成の立場で討論をさせていただきます。

慎重審議した中でいろいろ明らかになりました。町財政は常に厳しい状況で、本来ならば何もしなければですね、お金は使わなくて済むといった中で、黒字を計上しやすいところではあるんですけども、いろいろなところにね、必要などころにはきっちりとつけていただいて、特に子育て環境、学校のところでもいろいろな配慮が見受けられました。私たちのまちを育て、継いでいってくれる子どもたちをしっかりと育てていくといった姿勢が見える決算だったのかなというふうに思います。

そういったことを中心にしっかりと審議できて、これといって不満もないことから、賛成討論とさせていただきます。

早川委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第1号令和5年度岬町一般会計決算認定についてのうち、本委員会に付託された案件について原案とおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(満場一致)

早川委員長 満場一致であります。

よって、認定第1号のうち本委員会に付託された案件は、認定することに決定しました。

認定第7号令和5年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定についてから、認定第9号令和5年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定についてまでの3件を一括議題としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

早川委員長 ありがとうございます。

それでは認定第7号から認定第9号の3件については一括議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

早川委員長 ありがとうございます。

決算書341ページから374ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

出口委員。

出口委員 深日財産区の件でお尋ねします。

深日財産区もいろいろと深日持ちとか、深日小学校のいろいろな事業に対して協力をさせていただいております。その中で、356ページのですね、目、財産貸付収入、節、土地貸付収入という形で、2,096万円の収入がございますけれども、その詳細をお願いしたいと思います。どこの場所で、どういうふうな形で2,096万円の収入があったかどうか。教えていただきたいと思います。

早川委員長 南理事。

南総務部理事 こちらの深日財産区の財産収入ですね、貸付収入ですけれども、まず一つが、こちらの岬カントリーの用地を貸付、財産区有地を貸し付けている部分ということで、こちらのほうが年間2,090万円入ってきております。基本的には3,800万円の貸付なんですけど、こちらの南池土地改良区との分配がございま

すので、そのうち55%ということで、090万円が入っておるということでございます。

残り6万60円に関しましては、財産区有地内に関電などにですね、電柱を立てていただいているといいますか、立っている分の占用料ということで、電柱が17本、支柱が7本、支線が9本ということで合計、年間分としまして6万60円の収入となっております。

早川委員長 出口委員。

出口委員 ありがとうございます。特にそういうふうな収入がありまして、本当に深日の住民さんの方々が潤っておりますので、よく分かりました。

早川委員長 竹原委員。

竹原委員 出口委員から深日のお話を聞きましたので、同じく淡輪の話聞かせていただくかな。347ページ上から4行目ですかね、土地貸付収入176万6,087円、内訳分かりましたらお願いいたします。

早川委員長 南理事。

南総務部理事 淡輪財産区の土地貸付収入ですけれども、こちらは主にあたご山の地内にございます宅地の貸付ということで、個人の方に対して15件ほど貸している分がございまして、それが142万9,577円がこれが個人のほうへあたご山に貸している収入となっております。

残りにつきましては、先ほど深日の財産区と同じような形で関電やN T Tのほうにですね、関電柱やN T T柱を設置していただいている分の使用料ということになっております。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 質疑なしと認めます。

これで3件についての質疑を終わります。

続いて、認定第7号令和5年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第7号令和5年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(満場一致)

早川委員長 満場一致でございます。

よって、認定第7号は本委員会において認定することに決定しました。

お諮りします。17時を過ぎますが、このまま進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

早川委員長 ありがとうございます。

それでは、続いて認定第8号令和5年度岬町深日財産区特別会計決算認定について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第8号令和5年度岬町深日財産区特別会計決算認定について原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(満場一致)

早川委員長 満場一致であります。

よって、認定第8号は本委員会において認定することに決定しました。

続いて、認定第9号令和5年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第9号令和5年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定について原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(満場一致)

早川委員長 満場一致であります。

よって、認定第9号は本委員会において認定することに決定しました。

以上で本委員会に付託を受けました案件5件については全て議了しました。

続いて案件2、その他に入ります。

その他で本委員会所管の事項で何かございませんか。

谷地委員。

谷地委員 私のほうから、遅い時間になったところで申し訳ないすけれども、幾つか、その他、今回の委員会の所管事項についてお話ししたいことがございます。

一つは、この統合型GISについてですけれども、令和5年度に導入されて行政事務を考えたときにもすごくいいシステムですし、その活用というところがかかなり行政の業務負担軽減だったりとか、新たないろいろデータ活用とかというところに有効かなというふうに考えているんですけれども、そういうような反面、かなり専門的なシステムになるんで、これをどう活用できるかというところ、活用というところは業者委託ではなくて、職員さん自身で活用できるかというところかなり重要になってくると認識しています。導入から大体1年たったのかな、それぐらいかと思うんですけれども、このシステム自体は今職員さんってどれぐらい使いこなすことができますかね、その辺で何か回答できますかね。

早川委員長 光岡課長。

光岡デジタル推進課長 統合型GISにつきましては、各課長会議あるいは部長会議などで各職員に使い方をお知らせするなどしておりまして、各課での活用が期待されているというところでございます。自分たちの範囲で言いますと、ちょっと私、総務兼務しているというところもありますので、例えば今日もお話ありました選挙のポスター掲示場の公開でありますとかいうところも今準備しておりまして、さらなる活用に向けて進めてまいりたいと考えておるところでございます。

早川委員長 西部長。

西総務部長 統合型のGISをお褒めいただきましてありがとうございます。このGISについては、触ってみると割と簡単なもんなんで、取りあえず触っていただき

いなというところがありまして、今ポスター掲示場の位置図、それからバス停とかですね、バスのルート図というのは実は私つくらせていただいて、アップさせていただいたところなんですけれども、誰でも簡単に操作できるものになっています。

多くの職員にそういうのを触れていただくために毎年業者を呼んで操作の研修会もいただきまして、今年も研修会をさせていただく中で、こんなんつくりたいんやけどというような意見もいただいたこともありますので、そういう研修会をどんどんしていく中で触ってみたいな、やってみたいなという職員を増やしていきたいと考えてます。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 そうですね、本当に西部長おっしゃったとおり、実際使ってみたらその原理が分かったら、ある程度そのシステムのなところに理解ある人だったら使うことができるのかなと思っていますし、私も過去に仕事で使ったこともあって、すごくやっぱりそういった地理情報、位置情報を活用して分析ということで、そのほかの有効なシステムかなと思っています。

例えば私が一般質問で少しお話しさせてもらった児童遊園においても、その児童遊園の位置と実際にそのお子さん、お子さんがいる家庭という、この位置をプロットすることによって、児童遊園の周辺に本当に子どもがいるかどうかとか、そういったところもすぐに分析としてできるので、いろいろな活用が期待されるところなので、そこは引き続き、できるだけ職員さんに使いこなしていただくというところでちょっと頑張っていただければと思います。これ要望になります。

次は民間の補助金についてなんですけれども、財団法人地域総合整備財団、ふるさと財団と呼ばれるいう財団法人のふるさとものづくり支援事業という補助金があるんですけれども、こちらって行政の方ってご認識されていますかね。

早川委員長 内山部長。

内山財政改革部長 申し訳ございません。初めて聞いた名前になります。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 後でちょっと詳細はお伝えしようかなと思うんですけれども、これは実際に特産品開発を行う民間企業に対して、市町村が自治体を補助する場合にこの財団が補助をしてくれるというものであって、明日の9月13日から新たに公募がされ

るんですけれども、特に過疎地域にとってはすごく有利な形になっています。新商品開発等支援補助金1,500万円、販路開拓支援補助金300万円で補助率でいったら、通常の自治体であれば市町村は10分の1、財団が10分の6、過疎地域の場合は市町村が10分1、財団が10分の8という形で、やっぱり岬町ふるさと納税とかで特産品開発というところを今後進めるに当たって、そういったところに意欲的な企業に対して、こういった民間の補助金も活用いただくのがすごく有効かなと思うので、多分今ね、西部長多分パソコン調べられていると思うんですけれども、こういった補助金をどんどん活用していただければと思うので、明日からねちょっとこれ公募を開催して11月までかな、今から岬町で取り組むことができるかどうか分からないんですけれども、これ結構ね、何年も前からある補助金になるので、そこは有効活用していただければと思います。

あと2個ほどあるんですけれども、あともう1個が、皆さんご存じだと思うんですけれども、10月1日から郵便料金が値上げになるというところがあって、当然ね行政、かなり郵便を使われているので、この部分がかなり影響を受けるのかなというところをちょっと危惧しています。そういった中で、当初予算ではこの郵便料金というところは見込んだこの金額になっているんですかね。

早川委員長 内山部長。

内山財政改革部長 令和6年度の当初予算については、その値上げについては見込んでいない状態になっています。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 なるほど。そうするとね、結構な料金上がるんで、ここというところは少なからず影響を受けざるを得ないのかなと思うので、これは、来年度以降の予算にも関わってくるんですけれども、そういった中でやっぱり紙での郵送というところに対する見直しが必要な部分もあるのかなと思います。例えば、子ども子育て会議のアンケートのときに、実際にもう郵送でのやり取りじゃなくて、送ってもらったQR入れてもらって、L o G oフォームで回答してもらいたいな、そういったところを積極的に取り組んでいただいたほうがいいのかなと思いますし、ちょっと指摘させていただくので申し訳ないなと思うんですけれども。

先日、多分児童手当の拡充の件かな、何か記載間違いあって、何か新たに訂正のが郵送された。確か児童手当だと思います。間違っていたらごめんなさい。訂

正のまた文書が送られてきたという、これもねやっぱり間違いがあるのは仕方ない部分もあるのかなと思うんですけれども、これもね、やっぱり郵送費とか郵便料金上がったときに結構やっぱりインパクトが大きくて、やっぱり何万円とか何十万円かかってくるので、そういったね、やっぱり間違いもできるだけやっばなくしていただくようにしたほうがいいのかなと思うので。この辺ちょっと影響というところをちょっと配慮いただければと思います。

最後に、ここは決算審査で言うおうかと悩んだ部分なんですけれども、先日の一般質問で奥野議員がおっしゃられたところなんですけれども、庁舎の庁舎整備基金、これが令和5年度の積立200万円というところ、ここはすごく危惧をしてまして、やはりこういった特定の特定目的での基金というところは、奥野議員からの提案もあったとおり、当初予算ある程度積み立てておくというような、そういった取組のほうがいいのかなと私自身も思ってます。

皆さんもね、実際に家庭で貯金する場合とかも、最初にやっぱり貯金ある程度取ってみたいなところは一般的にされてると思うんで、それは行政においても同じ考えがあるのかなと思うので、ここはね来年度の当初予算をこれから編成されると思うので、そういった場合にやっぱり特定の目的があつての基金なので、その目的達成するに当たっては、きちんと毎年多少取崩し等々はあるかもしれないんですけれども、そこは計画的に積み立てるような予算編成を心がけていただければと思います。財政厳しい中で難しいかと思うんですけれども、そこは一つの考えとして検討していただければと思います。

早川委員長 ほかに何かございませんか。中原委員。

中原委員 もう5時回ってるんで、あんまり長く時間は取らないようにと思いますけど、総務文教委員会所管の事柄で、ちょっと気になることがあるので質問させていただきたいと思います。

今回の議会の一般質問で、学校の在り方について町長が問われてですね、教育に介入するべきではないといった発言、答弁をなさいました。時間的にちょっとゆとりがなかったということもありますので、その中身について真意といたら大げさですけど、もう少しお聞きをしておきたいなと思っています。お願いできますでしょうか。

早川委員長 田代町長。

田代町長 私が言う前に、中原委員さんのほうがよくこのことはご存じだと思います。よく勉強されてるかなと思いますので、教育の政治的中立性の確保という観点から、私はいつも教育行政に行政が介入すべきでないという考え方を日頃から持っております。

その内容といいますのは、個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育行政ですね。教育においては、その内容が中立公正であることが極めて重要である。そういった中から教育の政治的中立性や継続性、そして安定性の確保が強く求められております。このことから、独立した機関を置き、教育行政を担当させることによりですね、中立的、専門的な行政運営を担保する仕組みとして教育委員会制度ができたとは私は認識をしております。

こういったことを踏まえて、言わば町における行政責任の多くは首長が負って、いるところなんです。教育に関するそういった事務については、首長から独立した教育委員会が主にそういった教育行政を担っております。町長は、教育委員の任命また予算の確保、そして事務局の人事など、そういったことを通して間接的に関与をすることで、教育の政治的中立を確保しておるんじゃないかなと、このように思っております。

加えて言うなら、本町では町長と教育委員会との連携強化を目的として、何年前だったかちょっと記憶が定かでないんですけども、岬町総合教育会議を開催しており、その中でそういったいろいろな問題、いろいろなまた教育委員会が行政に求めるもの、そういったことを引き続き協議をしながらですね、お互いに情報共有して、現在教育委員会と十分な意思疎通を図っておるのが現状かと思っておりますので、できるだけ行政としてはですね、政治的介入はしないほうがいいんじゃないかと、すべきでないという考え方に立ってこの前は申し上げたつもりです。

早川委員長 中原委員。

中原委員 大変結構だと思います。教育原理、基本的な考え方を今町長おっしゃったと思うんですね。総合教育会議の流れはね、実は今、町長がおっしゃったことから少し崩れていきかけている。これは国政上の影響でそういうふうになっているということがあるんですけど、町長は、おっしゃるように、一般行政と教育行政は独立したものだということをしっかりとご認識され、また実施されようとしている

ということが改めてよく分かりましたので、ちょっと時間がなかったので、教育に介入すべきでないということをおっしゃりながら、ちょっと十分その中身が聞けなかったので、改めてこの機会にお聞きをしたかったというところであります。

そのときの質問はね、学校の統廃合も含めて学校の在り方そのものを問うものだったと思うんですね。だから、それはおっしゃるように、一般行政の責任者である町長が介入すべきではないという、それが教育の原理原則的な考え方やというふうに私は思っています。

一般行政が教育に対して果たすべき責任ということでいうと、やはり教育環境の整備なんですよ。どこか壊れとったら直す、当然ですけど、学校給食の無償化に税金を投入するなんかいうのも教育環境の整備の一つだと思います。

もうちょっとくどいようですけど。この教育の独立性とか自主性という問題は、戦後から戦後教育から始まっているわけですよ。戦争の惨禍があり、そのときに結局教育が軍国主義教育ということで政治利用されたと、教育を使って戦争にあおり立ててきたと。そのことに対する反省から来ているんですよ、この一般行政が教育行政に介入しないという原則的な考え方は。だから、町長がおっしゃったことは真つ当なことやと思うし、今後もその立場を貫いていただきたいと改めて申し上げておきたいと思います。お時間いただいてありがとうございました。

早川委員長 ほかにございませんか。谷崎委員。

谷崎委員 先般の一般質問で松尾議員の一般質問、確かによいところだったと思います。

教育の独立性、非常に大事なことであると思います。ただ、子ども中心というんですかね、子どもの地域性を拡大していくという取組は行政において必要であるかなと、大人の地域性だけに縛られないと、そういう観点から非常にすばらしい意見であったと思います。子どもの地域性の観点、あるいは学校統廃合、それは阪南市でも行われておりますけれども、そういう面も行政面からも考えていくべき意見であったと思います。大人の狭い地域観念に子どもを閉じ込めてしまっはいけないという点で非常によかったと思います。

早川委員長 ほかにございませんか。

1件私から、委員の皆さんにおしゃべりカフェのアンケートを配らせていただきます。5時までに審査が終われば進めようかなと思ってたんですけども、1回、総務文教、中身はね、皆さん見てはと思うんですけども、また提言サイ

クルに乗せる云々の協議したいと思いますので、一旦各委員目を通していただきまして、またメール、またLINEグループつくってもいいかなと思ってますので、また後日、協議会、総務文教委員会の協議会を開催したいと思いますのでよろしくお願いします。

早川委員長 古橋教育長。

古橋教育長 お時間を頂戴いたしまして申し訳ございません。私のほうからおわびをさせていただきたいことがございまして、といいますのは、教科書改定に伴います教師用の教科書及び指導書の購入につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例に規定をされております700万円以上の動産の買入れに該当するというにもかかわらず、議決を得ていないことが判明いたしました。これにつきましては、これに関連する報道を受けまして確認したところ判明したところでございます。ほかの多くの自治体と同様に、消耗品として扱っており、動産としての認識がなかったことが要因でございます。

なお、過去の同様の契約につきましても確認をいたしましたところ、700万円は超えておらず、今回、議決要件の700万円を超えた理由といたしましては、指導書の一部がデジタル化されたことによるデジタル指導書になったために金額が増加したためでございます。

つきましてはですね、議会の最終日に追認に係る議案を上程をさせていただきたいと考えております。今後このようなことがないように、適正な事務処理に努めてまいりたいと考えてございますのでよろしくお願いいたします。認識不足でどうもすみませんでした。

早川委員長 よろしいですかね。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いします。

これで総務文教委員会を閉会します。皆様お疲れさまでした。

(午後 5時19分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記
するため、ここに署名する。

令和6年9月12日

岬町議会

委 員 長 早 川 良